

EC-バナナの輸入、販売及び流通のための制度 21.5 条パネル(第 2 回)  
(パネル報告 WT/DS27/RW2/ECU、加盟国配布日 2008 年 4 月 7 日)  
(上級委員会報告 WT/DS27/AB/RW2/ECU、WT/DS27/AB/RW/USA、加盟国配布日 2008  
年 11 月 26 日)  
(DSB 採択日 2008 年 12 月 11 日)

渡邊 伸太郎

## I. 事案の概要

### 1. 事実の概要

本件は、EC-バナナ事件(WT/DS27)における紛争解決機関(DSB)の裁定・勧告の履行措置に関するものである。対象となる EC の措置(「本件措置」)は、EC の欧州理事会規則 1964/2005 によって導入された以下の措置である。

- (i) すべての原産地のバナナ(「MFN バナナ」)に対するトン当たり 176 ユーロの関税、及び
- (ii) ACP 諸国を原産地とするバナナ(「ACP バナナ」)のうち年間 77 万 5000 トン分についての関税割当て(関税額:ゼロ)

事実関係については、以下の別紙も参照されたい。

別紙 1 バナナに関する EC の譲許表及びこれに付属するバナナ枠組協定  
(Framework Agreement on Bananas)

別紙 2 EC とエクアドル間のバナナ了解(Understandings on Bananas)

別紙 3 2001 年ドーハ閣僚会議において採択されたガット 1 条 1 に関する免除及び  
その付属書(Annex):「ドーハ・1 条ウェーバー」

別紙 4 EC 規則 1964/2005 を含む EC のバナナに関する措置の変遷

なお、EC-バナナ事件についての米国を申立国とする手続については、別途、伊藤委員の報告を参照されたい。

### 2. 主張・請求の要約

<申立国エクアドルの請求>(本パネル報告書パラ 3.1)

・EC は ACP 諸国を原産地とするバナナとその他のバナナの取扱いを異にしているため、ガット 1 条に違反する。

- EC は、ガット 2 条で約束したトン当たり 75 ユーロの譲許関税よりも高いトン当たり 176 ユーロの関税を適用しているため、ガット 2 条に違反する。
- EC は、ACP 諸国を原産地とするバナナにのみ適用される関税割当て制度を維持しているため、ガット 13 条 1 項及び 13 条 2 項に違反する。

<被申立国 EC の本案前の主張> (パラ 3.2、3.3)

- バナナ了解が存在するため、エクアドルが 21.5 条パネルの設置要請を行うことは許されない。
- エクアドルは実質的には第 1 回 21.5 条パネルによる提案に対して異議申立てを行おうとしているが、かかる異議申立ては本パネル(第 2 回 21.5 条パネル)ではなく第 1 回 21.5 条パネル報告書の上诉手続においてなされるべきであるので、ガット 13 条についてのエクアドルの主張は却下されるべきである。

<被申立国 EC の実体的論点に関する主張> (パラ 3.4-3.6)

- 本件措置にはドーハ・1 条ウェーバーの適用がある。
- ガット 2 条違反の点について、EC の譲許関税はトン当たり 680 ユーロであるので、エクアドルの主張は根拠がない。
- ガット 13 条違反の点について、本件措置がガット 1 条と 13 条に同時に違反することはありえないので、エクアドルの主張は棄却されるべきである。

### 3. パネル／上級委員会の手続に係る概要

#### (1) 時系列的経緯

<第 1 回 21.5 条パネル報告まで>

1997 年 9 月 25 日	DSB、上級委員会(「原上級委員会」)報告書及び 4 つのパネル(エクアドルを申立国とするものにつき、「原パネル」)報告書を採択
1998 年 1 月 7 日	21.3 条仲裁人、履行期限を 1999 年 1 月 1 日に設定
1998 年 12 月 18 日	エクアドル、第 1 回 21.5 条パネルの設置を要請
1999 年 5 月 6 日	DSB、第 1 回 21.5 条パネル報告書を採択 パネルは以下の 3 つの履行方法を提案 (i) バナナについての関税限定システム(tariff-only system)で関税割当てを伴わないもの (ii) バナナについての関税限定システムで、適切なウェーバーの適用を受ける ACP バナナのための関税割当てを伴うもの

(iii) ECが現在譲許しているMFN関税割当てを維持する。これには、国を特定した割当てを行わない場合と、ガット13条2柱書にしたがって割当てを行う場合とがありえる。また、このMFN関税割当ては、ガット13条に関する適切なウェーバーが存在するとの前提で、ACP諸国のための関税割当てを伴うこともありうる。22.6条仲裁人、エクアドルの譲許停止額について判断(ただし、エクアドルは譲許停止を実施せず)

2000年3月24日

<第1回21.5条パネル報告を受けた動き>

2000年6月23日 EC、コトヌ協定(Cotonou Agreement)調印(2000年8月から段階的に適用開始)

2001年4月30日 EC、エクアドルとバナナ了解について合意

2001年6月22日 EC、DSBに対して、エクアドルとのバナナ了解がDSU3.6条の「相互に合意された解決(mutually agreed solution)」に該当する旨を通報(他方、エクアドルは、7月9日付のDSBに対する通報において、バナナ了解がDSU3.6条の「相互に合意された解決」に該当しない旨を主張)

2001年11月14日 WTOドーハ閣僚会議、ドーハ・1条ウェーバー、及びガット13条1項及び13条2項についての免除(「ドーハ・13条ウェーバー」)をそれぞれ決定

2002年1月21日 EC、DSBに対して、ECがバナナ了解に規定されたフェーズ2を履行した旨を通報

<ドーハ・1条ウェーバーの付属書に基づく手続>

2005年1月31日 EC、他の加盟国に対して、ECのバナナに関する譲許をトン当たり230ユーロに変更する意向がある旨通報

2005年3月30日 エクアドルその他の加盟国、ECが提案したトン当たり230ユーロの関税が免除の決定の要件を満たしているかという点について、ドーハ・1条ウェーバーの付属書に基づく第1回仲裁の開始を要請

2005年8月1日 第1回仲裁判断、ECが提案するバナナの関税が「MFNバナナ供給者のための全体市場アクセスを少なくとも維持する」というドーハ・1条ウェーバーの付属書の要件を満たしていない旨判断

2005年9月13日 EC、関心国に対して、改定された提案を通報(2006年1月1日以降、MFN関税をトン当たり187ユーロとするとともに、ACP諸国のための関税割当てを設定(77万5000トンにつきゼロ関税))

2005年9月26日	EC、ドーハ・1条ウェーバーの付属書に基づく第2回仲裁の開始を要請
2005年10月27日	第2回仲裁判断、ECの改定された提案が「MFN バナナ供給者のための全体市場アクセスを少なくとも維持する」というドーハ・1条ウェーバーの付属書の要件を満たしていない旨判断
2005年11月29日	EC、理事会規則1964/2005(本件措置)を導入(発効日:2006年1月1日)
2005年12月31日	ドーハ・13条ウェーバーの有効期限
2006年1月1日	ドーハ・1条ウェーバーの付属書に規定された、ガット28条交渉等の期限

<本パネルに係る手続>

2006年11月28日	エクアドル、二国間協議を要請
2007年2月23日	エクアドル、第2回21.5条パネル(「本パネル」)設置を要請
2007年3月20日	DSB、本パネルを設置
2007年6月15日	WTO事務局長、本パネルのパネリストを構成
2007年6月29日	本パネル、当事国・第三国参加国に対して、採択された作業手続と日程を通知
(2007年6月29日	米国、パネル設置要請)
2007年7月6日	EC、本パネルに対して日程の変更を要請
2007年7月10日	本パネル、当事国に対して、現時点では日程を変更せず、米国が要請したパネルの設置後に改めて協議する旨通知
(2007年7月12日	DSB、米国が要請したパネルを設置)
(2007年8月3日	WTO事務局長、米国が要請したパネルのパネリストを構成)
2007年8月20日	本パネル・当事国、日程の調和について協議
2007年8月23日	本パネル、当事国に対して、日程を変更しない旨通知
2007年11月27日	本パネル、当事国に中間報告を配布
2008年12月10日	本パネル、当事国に最終報告書を配布
2008年4月7日	本パネル、加盟国に最終報告書を配布

<本上級委員会に係る手続>

2008年8月28日	EC、上訴通知
2008年9月1日	上級委員会(「本上級委員会」)、当事国及び第三国参加国に対して、本手続と米国のパネル設置要請に係る上訴手続の併合を通知
2008年9月9日	エクアドル、上訴通知

2008年11月26日 本上級委員会、加盟国に報告書を配布  
2008年12月11日 DSB、本パネル報告書・本上級委員会報告書を採択

(2) パネリスト

Häberli, Anderson, Zhang

(3) 上級委員会メンバー

Baptista (議長)、大島、Unterhalter

(4) 第三国参加国

ベリーズ、ブラジル、カメルーン、コロンビア、コートジボワール、ドミニカ、ドミニカ共和国、ガーナ、ジャマイカ、日本、マダガスカル、ニカラグア、パナマ、セントルシア、セントビンセント・グレナディーン諸島、スリナム、米国（下線は ACP 諸国）

## II. パネル／上級委員会報告の概要

### 1. パネル手続

#### <手続的論点>

#### (1)2つのパネル手続の日程の調和

エクアドルと米国は、EC の同一の措置についてそれぞれパネル設置要請をしており、また両申立国の主張は極めて類似していた。EC は、数回にわたり、本パネルの諸締め切りを延長して、米国 21.5 条パネルの日程と調和させること(DSU9.3 条)を本パネルに対して申し入れた。しかし、本パネルは、両パネル手続の日程を調和させることができなかった。

本パネルは、報告書において、本パネルと米国 21.5 条パネルの構成の決定(composition)のタイミングが 2 ケ月離れていること、履行確認手続はその性質上短期であることが意図されていること、エクアドルが本パネルの日程を遅らせることに反対したこと、エクアドルが途上国であり、事案の早期の決定について利益を有していることを指摘し、最終的に採用された本パネルの日程よりも望ましい日程はなかったことを述べた(パラ 7.3-7.10)。

#### (2)バナナ了解によってエクアドルの本パネル設置要請の権利の行使が禁止されるか

##### ①当事国の主張

#### <EC の主張> (パラ 7.13、7.17-7.33)

- ・バナナ了解が相互に合意するバナナ紛争の解決であることから、DSU3.7 条及び 3.10 条に基づきエクアドルは 21.5 条履行パネルによって、当事者間の「相互に合意する解決」について異議申立てを行うことはできない。仮にバナナ了解が相互に合意する解決でなかったとしても、バナナ了解が二国間協定であることは否定できず、したがって紛争当事者の権利義務を分析する際に考慮されるべきものである。バナナ了解においてエクアドルが 2007 年末までの間コトヌ特惠措置の継続を受け入れたことによって、エクアドルは当該期間においてはコトヌ特惠措置について異議申立てをすることはできない。
- ・バナナ了解には法的拘束性がある。EC はバナナ了解を完全に履行しており、エクアドルも[少なくとも]当初は履行していた。
- ・エクアドルは、DSB に対して、本件には DSU3.6 条は適用されない旨の連絡を行っているが、かかる事後的・一方的な宣言によってバナナ了解の法的拘束性は影響を受けない。
- ・エクアドルは、DSB 会合において、本件を議題から削除することに明示的に同意した。
- ・エクアドルは、ACP バナナへの特惠措置を含む現在の EC のバナナ輸入制度を規定した「相

互に合意する解決」を行ったのであるから、同特惠措置について異議申立てを行うことはできない。21.5 条手続において「相互に合意する解決」に対する異議申立てを認めることは、「相互に合意する解決」を紛争解決手続への訴えに優先するとするDSU3.7条及び3.10条に反する。これらの条文は信義誠実の原則 (good faith) と「合意は拘束する」の原則 (*pacta sunt servanda*) のコロラリーであり、慣習国際法でも認められている。

#### <エクアドルの主張> (パラ 7.34-7.54)

- ・バナナ了解で合意されたのは過渡的な制度である。EC が順守すべき数個の行為が最終的には紛争の解決をもたらすことが合意されているのであり、バナナ了解による即時の紛争終結が合意されているわけではない。
- ・バナナ了解は二国間協定であり、WTO の下での権利義務を修正するものではない。
- ・EC はバナナ了解を完全には履行していない。
- ・バナナ了解は、いかなる EC の特惠措置や関税限定措置 ('tariff only' scheme) であってもエクアドルがこれらを受け入れることを規定したものではない。
- ・DSB 会合における本件の議題からの削除について、エクアドルは 21.5 条による異議申立ての権利を明示的に留保した。
- ・エクアドルはバナナ了解について異議申立てを行っているのではなく、EC の措置の WTO 協定整合性について異議申立てを行うものである。バナナ了解においてエクアドルは EC の措置について WTO 紛争として申立てを行うことを放棄したわけではない。
- ・DSU3.7 条は、21.5 条に基づき異議申立てを行うことを禁止するものではない。

#### ②本パネルの判断

本パネルは、バナナ了解によってエクアドルの 21.5 条パネルの申立てが禁止されるか否かを判断するとし(パラ 7.54)、本論点へのアプローチとして、(a)まず、バナナ了解の文言がエクアドルの本パネル設置要請の権利の行使を禁止しているかを評価し、禁止していると評価される場合には、次に、(b)バナナ了解が WTO 紛争解決との関係で「相互に合意した解決」又はエクアドルを法的に拘束する合意に該当するか、を検討するとした(パラ 7.58)。また、本パネルは、本検討を行うに際しては、インド—自動車事件におけるパネルのアプローチ、つまり、EC の本案前の主張について事案ごとの分析を行うこと、及び「相互に合意した解決」の文言を検討すること、に従うとした(パラ 7.59、7.60)。

そして、本パネルは、DSU3.7 条、3.2 条、3.3 条、3.4 条に言及しつつ、WTO 紛争の解決案となるべきものは紛争事案の「明確な解決 (positive solution)」を確保する必要があり、また、解決案が満足のいく効果的な紛争の解決をもたらす場合にのみ明確な解決となることができると述べ(パラ 7.70-7.74)、バナナ了解が本件紛争事案の明確かつ効果的な解決 (a positive

solution and effective settlement)を構成する場合にのみ、エクアドルの本パネル設置要請の権利の行使を禁止できるとした(パラ 7.75)。

以上を前提として、本パネルは、以下の 3 点を理由に、バナナ了解は本件紛争事案の明確かつ効果的な解決を構成せず、したがって、エクアドルの本パネル設置要請の権利の行使を禁止していない、とした(パラ 7.76-7.108)。

- ・バナナ了解は、紛争を解決するための将来の行動という手段のみを規定している
- ・バナナ了解の採択は、DSB による勧告、裁定及び提案よりも後に行われている
- ・当事者がバナナ了解について WTO に対して行った連絡が相反している。

また、本パネルは、その他の EC の主張についても判断を示している。このうち、信義誠実の原則について、本パネルは、バナナ了解には EC のバナナ了解の履行の WTO 協定整合性について異議申立てを行う権利の放棄についてエクアドルが同意したことを示す文言がなく、また米国一相殺法(バード修正)事件における上級委員会は、信義誠実の原則に違反したといえるためには、単なる違反を超える事項を立証する必要があると判示しているところ、EC は本件においてかかる「単なる違反を超える事項」を立証していないと判示し、EC の主張を退けた(パラ 7.128-7.131)。

本パネルは、結論として、バナナ了解は、仮にそれが相互に合意された解決又は法的拘束力ある合意に該当するであっても、エクアドルの本パネル設置要請の権利の行使を禁止するものではない、とした。パネルは、バナナ了解が相互に合意された解決又は法的拘束力ある合意に該当するか否か、WTO 紛争解決の適用法(applicable rules of law)を構成するか否かの点を判断する必要はないとした(パラ 7.135)。本パネルは、EC の主張を退けた(パラ 7.136)。

### (3) エクアドルの第 1 回 21.5 条パネルによる勧告実施方法の提案を争う方法

#### ① 当事国の主張

< EC の主張 > (パラ 7.219-7.222)

- ・ EC は第 1 回 21.5 条パネルの提案(suggestion)を実行することにより、同パネルの判断を順守している。
- ・ EC は 2006 年 1 月 1 日に関税限定制度(tariff only regime)を導入した。同制度において、コトヌ特恵措置は関税割当ての形式をとっている。
- ・ パネルが提案した措置の WTO 協定整合性を争うのであれば、エクアドルは第 1 回 21.5 条パネルの提案について上訴すべきであった。エクアドルは第 1 回 21.5 条パネルについて上訴し



ていないのであるから、既判力に拘束される。

＜ベネズエラの主張＞（パラ 7.223-7.224）

- ・第 1 回 21.5 条パネルは、EC が ACP 諸国のための関税割当てを実施するためにガット 13 条に関する免除は不要である、とは言っていない。
- ・DSU は、パネルが提案した特定の措置を採用する場合であっても、パネル報告書を履行する措置について履行確認の異議申立てを行うことを禁止していない。

## ②本パネルの判断

本パネルは、EC が第 1 回 21.5 条パネルの提案を履行したと主張する限りにおいて、本パネルが EC の履行措置の WTO 協定整合性を審査することは妨げられないと判示した後に（パラ 7.238）、EC の既判力についての主張を検討し、本パネルが履行措置と対象協定との整合性を評価するものであり、勧告実施方法の提案と対象協定の整合性を評価するものではないこと、加盟国は勧告・裁定の実施方法を自由に選択できるのであり、このことはかかる提案が行われたか否かでは変わるところがないこと、ある加盟国がかかる提案を実施したことのみによって他の加盟国による異議申立てが不可能になる趣旨の規定は DSU にはないこと、第 1 回 21.5 条パネルに対する上訴がなされなかったことは、そのことのみをもって、申立国が被申立国の履行措置を受け入れたことを意味しない等を指摘し、結論として、EC の既判力の主張を退けた（パラ 7.263）。

＜実体的論点＞

## (4) ACP バナナへの特惠措置のガット 1 条違反

### ①当事国の主張

＜エクアドルの主張＞（パラ 7.137、7.138）

- ・EC のバナナ輸入制度、特に ACP 原産のバナナ 77 万 5000 トン／年についてゼロ関税とする関税割当ては、ガット 1 条に違反する。

＜EC の主張＞

EC は、ACP バナナへの特惠措置がガット 1 条に違反する点については争わなかった（パラ 7.141）。

### ②本パネルの判断

本パネルは、ガット 1 条 1 項の各要件、即ち、EC の特惠措置による利益の存在、同種の産品、及び EC による特惠措置の即時・無条件性について検討した結果、ACP バナナへの特惠措置はガット 1 条に違反するとした(パラ 7.160)。

(5)「ドーハ・1 条ウェーバー」は ACP バナナへの特惠措置に適用されるか

#### ①当事国の主張

<EC の主張> (パラ 4.123-4.127、7.142、7.143、7.167)

・ACP への特惠措置は、ドーハ・1 条ウェーバーに適用を受ける。同ウェーバーの有効期間は、仲裁の数ではなく、2006 年 1 月 1 日に導入された新たなバナナ輸入制度が MFN 供給者の市場アクセスの全体を少なくとも維持するか否かによる。WTO 閣僚会議が、基本的な WTO ルールからの主要な例外の運営を仲裁の数に係らしめたとは考えにくい。

・また、ドーハ・1 条ウェーバーの文言によれば、「this waiver shall cease to apply to bananas upon entry into force of *the* new EC tariff regime」の「*the*」が、仲裁判断の対象となった new EC tariff regime との同一性を示していることから、同ウェーバーは、新たな EC の関税制度が導入され、これについて仲裁判断が行われた場合に終了する。

・つまり、ドーハ・ウェーバーは、EC が仲裁の対象となった制度と同一の制度を導入するか、MFN バナナ供給者への市場アクセス全体を少なくとも維持するという結果をもたらさない制度を導入する場合にのみ、失効する。

<エクアドルの主張> (パラ 7.140、7.167、7.168)

・ドーハ・1 条ウェーバーの付属書に基づいて EC に不利な 2 つの仲裁判断が行われ、新たな EC 関税限定制度が導入されたことから、EC は 2005 年 12 月 31 日を超えてウェーバーが適用されるための条件を満たしていない。ドーハ・1 条ウェーバーは 2006 年 1 月 1 日に失効している。

#### ②本パネルの判断

ドーハ・1 条ウェーバー自体は 2007 年 12 月 31 日まで有効であるが、同ウェーバーの付属書(「バナナ付属書」)の規定に服する。バナナ付属書には、「EC が問題を是正しなかった場合、ウェーバーは新たな EC 関税限定制度の発効時に、バナナに対する適用を終了する」及び「交渉・仲裁過程は、2006 年 1 月 1 日の新たな EC 関税限定制度の発効の前に終了する」との記載があるため、ドーハ・ウェーバーが 2006 年 1 月 1 日に終了したか否かが問題となる(パラ 7.164、7.165)。

ECに不利な2つの仲裁判断が行われたこととECがバナナについての関税制度を新たに導入したことは両当事者が争わない事実であるため、本パネルは、本論点へのアプローチとして、(a)ECの現行の制度(本件措置を含む。)が、バナナ付属書にいう「新たなEC関税限定制度」に当たるか否か、(b)「新たなEC関税限定制度」が単に導入されればドーハ・1条ウェーバーが失効するのか、それとも、ECが主張するように、「新たなEC関税限定制度」のうち市場アクセス全体を少なくとも維持するものでないものが導入されて初めて、ドーハ・ウェーバーが失効するか、を検討するとした(パラ7.173、7.174)。

(a)について、ECは、「新たなEC関税限定措置」は仲裁判断の対象となった措置に限定されると主張したが、本パネルはこれを退け、ECの現行の制度は2006年1月1日に導入された、その直前の制度よりも「新しい」制度である以上、「新たなEC関税限定制度」に該当すること、及びエクアドルが主張するとおり、仲裁人は仲裁判断の対象を「新たなEC関税限定措置」という用語で表現したことはなかったことを判示した(パラ7.179-7.183)。

次に、(b)について、本パネルは、まずパネルがECの現行のバナナ輸入制度がバナナ付属書に規定された「MFN バナナ供給者への市場アクセス全体を少なくとも維持しているか」の要件を決定する義務・権限があるか否かを検討し、かかる義務・権限があり、かつ、ECの現行制度がかかる市場アクセス維持義務を果たしていると判断された後に、かかる判断によってドーハ・1条ウェーバーが依然として有効であることが黙示的にいえるか否かについて検討するとした(パラ7.184-7.185)。

ECはバナナ付属書第5ティレの最終文が「ECが問題を是正しなかった場合、…」と規定されており、「ECが問題を是正しなかったと仲裁人が結論した場合、…」と規定されていないことを指摘したが、本パネルは、バナナ付属書によれば、MFN バナナ供給者への市場アクセス全体を少なくとも維持するか否かの判断権限はバナナ付属書に基づく仲裁の仲裁人にのみ存し、他のWTOの機関には存しないこと、バナナ付属書は2回の仲裁によるECの関税譲許案(rebinding of the EC tariff)の精査を企図しているが、新たな措置の導入時点以降に更なる精査が行われることを予定しているわけではないこと、バナナ付属書の規定は仲裁人の判断の審査をパネルに委託しているわけではないこと等を指摘し、結論として、新たな関税制度が市場アクセス全体を少なくとも維持するものであるか否かという点はドーハ・ウェーバーの失効と無関係であるとした(パラ7.198)。また、本パネルは、ECの現行制度がMFN バナナ供給者への市場アクセス全体を少なくとも維持しているか否かを判断する権限が本パネルにはないと判示した(パラ7.199)。

本パネルは、結論として、ドーハ・ウェーバーが2006年1月1日から導入されたECのバナナ制度に適用されるとの立証に失敗したとした(パラ7.200)。

## (6) ガット 13 条と 1 条の関係

### ① 当事国の主張

#### < EC の主張 > (パラ 7.267-7.280)

- ・本パネルの審査対象措置はガット 1 条の問題であり、ガット 13 条の適用はない。
- ・本パネルが判断すべきは、ガット 13 条がどのように関税割当てに適用されるかという問題である。エクアドルからの輸出はいかなる関税割当てや割当てその他の数量制限にも服さず、単純かつ通常に関税に服するのみである。ガット 13 条は関税には適用されない。
- ・ガット 13 条 1 項から 4 項までは数量制限における差別を取り扱っており、関税による差別を取り扱っていない。ガット 13 条 5 項によってガット 13 条が関税による差別にも適用されると解することは困難である。ガット 13 条 5 項の文言によれば、関税割当てそのものがガット 13 条の適用対象であり、関税割当てとその他の輸入関連措置との関係は適用対象ではない。
- ・関税割当ては関税措置であり、通常の割当てとは異なる。
- ・コトヌ特惠措置の存在及び作用によっても、ガット 23 条や DSU3.8 条の意味で、エクアドルに帰属する利益の無効化・損害が発生するわけではない。

#### < エクアドルの主張 > (パラ 7.281-7.284)

- ・EC の措置は国別割当制度を廃止したものの、ACP 諸国と非 ACP 諸国の間の差別は残存している。輸入制限を課すために異なる法的根拠を適用したり異なる関税率を適用することができるのであれば、WTO 加盟国は無差別原則の適用を免れることができることになり、無差別原則の目的は達成できなくなる。
- ・ゼロ関税の関税割当てに参加する権利をエクアドルが否定されていることがガット 13 条の違反になる。問題となるべきは、無制約な ACP 特惠措置よりも関税割当てが害をもたらさないかどうかという点ではなく、エクアドルが望ましい割当てから排除されることによって害をもたらされるかどうかである。
- ・エクアドルと他の MFN 供給者は、EC のゼロ関税の関税割当てへアクセスすることができないため、当該関税割当てによって完全に制限されている。優遇的割当てにおいて配分が与えられないことは、非比例的に小さな配分を与えられることよりも、より悪性の高いガット 13 条違反である。

### ② 本パネルの判断

本パネルは、ガット 13 条は単一の関税割当てに適用があり、枠内関税率と枠外関税率が同一の優遇的関税割当ての側面であることから、ガット 13 条は枠外関税率にも適用があること、ガット 13 条を適用することによって 1 条の効果が無効化されることにはならないこと、ガット 1

条と 13 条とは、ガット 1 条のウェーバーがガット 13 条のウェーバーを含意するような関係ではないと原上級委員会が判示していることから、ガット 1 条違反の存否にかかわらずガット 13 条違反の問題は生じること、第 1 回 21.5 条パネルも当時の EC のバナナ輸入制度につきガット 13 条の適用を認めており、当時の制度と現在の制度との主な相違点は割当数量の水準に過ぎないこと、を指摘し、本パネルは EC の現行のバナナ輸入制度のガット 13 条整合性を審査することができる判断した。(パラ 7.305)

#### (7) ガット 13 条 1 項違反

##### ① 当事国の主張

< エクアドルの主張 > (パラ 7.306-7.308)

・エクアドル及び他の非 ACP 諸国のバナナがゼロ関税の関税割当てから排除されている以上、本件措置は、エクアドルのバナナについて、ACP バナナと比較して「同様に制限」していない点でガット 13 条 1 項に違反する。

< EC の主張 > (パラ 7.309-7.320)

・ガット 13 条 1 の違反は、(i) 申立国を原産地とする製品について違反国による禁止又は制限が課せられており、原則として、申立国に利益の無効化及び損害が存在し、(ii) 違反国は他のすべての国を原産地とする同種の製品について違反国による同様の禁止または制限が課せられていないことを要件とするが、エクアドルからの輸入は一切の数量制限の対象ではないため上記(i)を満たさず、したがって上記(ii)の有無を判定する前提を欠く。MFN 諸国には関税割当てや他の数量制限は課せられておらず、むしろ MFN 諸国よりも ACP 諸国が劣後して取り扱われているとみるべきである。また、ACP 諸国に対する関税割当てはエクアドルに帰属する利益を無効化・侵害していない。むしろ、APC 諸国に対する関税割当ての割当数量による制限によってエクアドルの利益は保護されるという関係にある。

・ガット 13 条 1 は、すべての輸入が関税割当てに服する状況において、加盟国が異なる関税割当てに服する場合に適用がある。ガット 13 条 1 は、APC 諸国に対する関税優遇をすべての加盟国に与えることを義務付ける規定ではない。同条同項は、同様の数量制限が他のすべての加盟国に課せられている場合でない限り、エクアドルに対して数量制限を課さない義務を課しているに過ぎない。

##### ② 本パネルの判断

本パネルは、ガット 13 条 1 項違反の要件として(a)すべてのバナナが同種の製品であるか否か、(b)エクアドルからのバナナの輸入に際して EC が何らかの禁止・制限を行ったか否か、

(c) ACP 関税割当ての受益者の同種の製品の輸入が同様に禁止・制限されているか否かを挙げた。本パネルは、(a)については同種の製品であることを肯定し、(b)については、ガット 11 条の「制限」が広義に解釈されていることがガット 13 条の「制限」にも当てはまること及びガット 11 条に関するアルゼンチン—皮革事件においてガット 11 条 1 項が(貿易量ではなく)輸入物品の競争機会を保護するものである旨判示したことを前提に、EC の優遇的な ACP 関税割当てによって、ACP 諸国に与えられた利益がエクアドルを含む MFN バナナ供給者に与えられないこと、一部の加盟国のバナナにのみ与えられる利益が他の加盟国のバナナの競争上の機会に影響すると推定されることから、EC の優遇的な関税割当ての数量的制限の側面に基づきガット 13 条が適用されるとし、(c)については、優遇的な関税割当てが一部の加盟国のために用意される一方、その他の加盟国にはより高い割当外関税が適用されることから、「同様」性はない、とした。

本パネルは、結論としては、EC の現行のバナナ輸入制度、特に ACP 諸国のための優遇的関税割当てはガット 13 条 1 項に違反するとした(パラ 7.350)。

#### (8) ガット 13 条 1 項における無効化・損害

##### ① 当事国の主張

###### < EC の主張 > (パラ 7.313)

ガット 13 条 1 項の議論に関連して、EC は、ACP 諸国のための関税割当ては ACP 諸国にのみ課せられたものであり、エクアドルに帰属すべき利益の無効化・侵害をもたらすものではない以上、エクアドルは当該関税割当てについて異議申立てを行うことはできない。

##### ② 本パネルの判断

本パネルは、上述のとおり、EC のガット 13 条 1 項違反を認定する一方で、上記 EC の主張を排斥した(パラ 7.337)。

#### (9) ガット 13 条 2 項違反

###### < エクアドルの主張 > (パラ 7.351 -7.354)

・EC の本件措置において、APC バナナと非 APC バナナの間の差別が残っている。ACP 諸国に対して排他的にゼロ関税の関税割当てを配分することは、世界市場又は EC 市場における貿易パターンと何の関係をも有しない。エクアドルは世界市場における有力なバナナ輸出国であり、ゼロ関税の関税割当てから排除されている他の国と同じく EC に対する実質的な輸出

国であるのに対し、せいぜいマイナーな輸出国にとどまる ACP 諸国にゼロ関税の関税割当てが許されていることは、ガット 13 条 2 項(d)違反を構成する。

<EC の主張> (パラ 7.355 -7.358)

- ・13 条 2 項の 4 つのサブパラグラフは、割当ての範囲及び内部的配分に焦点を当てたものであり、割当て外の貿易については無視している。
- ・13 条 2 項は数量制限に関するものであり、数量制限と他の措置、特に単純な関税率との関係を規律するものではない。

本パネルは、カメルーンの「EC の現行のバナナ輸入制度は ACP 諸国のバナナが EC に輸入されるために不可欠な優遇制度である」という発言及びこの発言を EC が確認していることのみによって、MFN 諸国が EC の ACP 関税割当てから排除されていることを前提に、ACP 特惠措置がガット 13 条 2 項の「その制限がない場合に[ACP 諸国と MFN 諸国の双方を含む加盟国]が獲得すると期待される取分にできる限り近づくように[バナナ]の貿易量を配分することを目標としなければなら[ない]」を満たさない、とした(パラ 7.366)。

また、本パネルは、MFN 諸国の中に実質的なバナナ供給国があり、ゼロ関税割当てから排除されている一方、非主要供給国である ACP 諸国にゼロ関税割当てが許されていること、エクアドルが EC にバナナを供給することについて実質的な利害関係を有していることを指摘し、優遇的関税割当てがガット 13 条 2 項第 2 文に反しているとした(パラ 7.377、7.378)。

(10) ガット 2 条違反: 譲許表の解釈

①当事国の主張

<エクアドルの主張> (パラ 7.383-7.386、7.418)

- ・EC が本件措置(i)により、ガット 2 条で約束したトン当たり 75 ユーロの譲許関税よりも高いトン当たり 176 ユーロの関税率を適用しているため、ガット 2 条に違反する。
- ・EC の譲許表の第 1 部(MFN 関税率)第 1 節(農産品)1-B(関税割当て)に記載されたバナナの関税割当て(220 万トン分につきトン当たり 75ECU(=ユーロ))の譲許(「バナナの関税割当て譲許」)は、依然として効力を有しており、同譲許はバナナ枠組協定の存続を条件としていない。
- ・バナナ枠組協定第 9 項は「本協定は 2002 年末まで適用される」と規定しているが、EC の関税割当て譲許が失効するとは規定していない。
- ・関税譲許の関税率や量は付属書に規定する条件に服さず、譲許表自体に記載された条件に服すべきである。

<ECの主張> (パラ 7.387-7.391)

・ECの譲許関税はトン当たり 680 ユーロであるので、エクアドルの主張は根拠がない。バナナの関税割当て譲許がバナナ枠組協定の終了(2002年12月31日)により失効したため、ECの譲許表の第1部第1節の1-A(関税率)に記載されたトン当たり 680 ユーロが唯一の譲許関税である。仮に2002年12月31日時点でバナナの関税割当て譲許が失効しなかったとしても、その後ECが新たに関税のみを使用した輸入制度(tariff only import regime)を導入したため、2006年1月1日時点で失効している。

## ②本パネルの判断

本パネルは、アルゼンチン—繊維製品及び衣類事件の上級委員会報告(ガット2条1項(a)違反と2条1項(b)違反の申立てがある場合において、2条1(b)の文言がより具体的で、事案に適していることから、2条1項(b)についての分析に焦点を当てた)を引用しつつ、本争点へのアプローチとして、まず、ガット2条1項(b)との関係で、(a)本件措置のもとでMFN諸国から輸入されるバナナに与えられる待遇、(b)EC譲許表第1部のもとでWTO加盟国に与えられる待遇、(c)本件措置によりMFN諸国に賦課される通常関税がEC譲許表第1部に規定された関税を超えるか、の3点を検討し、その後必要に応じて、(ガット2条1項(a)の意味で)本件措置によるトン当たり176ユーロの関税の賦課がEC譲許表に規定された関税よりも不利でないか否かについて判断するとした(パラ7.397)。

<(a)について>

本パネルは、(a)について、本件措置の(i)及び(ii)に加えて、いわゆる **Everything But Arms** 取決め(後発発展途上国向けの一般特惠)が存在すること、MFN諸国からのバナナについてトン当たり176ユーロの関税率よりも低い関税率を適用する制度はECにはないことを認定した(パラ7.398-7.400)。

<(b)について>

本パネルは、(b)について、ECの譲許表とその付属書であるバナナ枠組協定の文言を検討した結果、同協定がガット2条(b)にいう「その譲許表に定める条件又は制限(the terms, conditions or qualifications set forth in that Schedule)」に該当し、同協定の失効によってバナナの関税割当て譲許は自動的に2002年12月31日をもって失効したと判示した(パラ7.427)。また、本パネルは、WTO協定、1994年ガット、ガット2条1項(a)及び(b)の目的について検討した結果、上述のEC譲許表の文言についての検討結果はこれらの目的と整合するとした(パラ7.435)。



他方、本パネルは、ドーハ・1 条ウェーバーの付属書(バナナ付属書)がバナナ枠組協定の当事者と同一の当事者(つまり WTO 加盟国)によって合意されたものであること、バナナ枠組協定の後にドーハ・1 条ウェーバーが合意されたこと、バナナ枠組協定と同様にドーハ・1 条ウェーバーもバナナに関する EC の市場アクセス約束を取り扱っていること、バナナ枠組協定 9 項の内容と同様に、ドーハ・1 条ウェーバーは EC が MFN ベースで EC へのバナナ輸出に関する協議を行う旨約束していることを指摘し(パラ 7.443)、ドーハ・1 条ウェーバーが上記市場アクセス約束に関してなされたウィーン条約法条約 31 条 3 項(a)の「後にされた合意」に該当し、その結果、EC は、ガット 28 条交渉の手下で EC が新たな関税限定輸入制度について譲許し、同制度が発効する時まで、譲許表に規定した譲許を維持する義務を有することと判断した(パラ 7.445)。

また、EC の新たな関税限定輸入制度の導入によりバナナの関税割当て譲許が 2006 年 1 月 1 日時点で失効したという EC の主張について、本パネルは、ドーハ・1 条ウェーバーの付属書の第 5 ティレが「28 条交渉と仲裁手続きは、2006 年 1 月 1 日の EC の新たな関税限定制度の発効よりも前に完了されるものとする」という文言、同付属書の柱書においてドーハ・1 条ウェーバーが「28 条の下での権利義務を害さない」としていること、28 条交渉においては交渉終了後に譲許表の承認手続(certification)が行われるが、EC 譲許表についてこれまで何ら承認手続が行われたことはないことを指摘しつつ、譲許表が合法的に修正され又は新たな制度と交換されるためには、事前に適切な手続が完了する必要がある、と判示した(パラ 7.448-7.452)。

さらに、本パネルは、解釈の補足手段としてウルグアイラウンド当時の農産品市場アクセス交渉時のモダリティ・ペーパー、バナナ枠組協定の交渉当時の当事国の期待、ガット 28 条交渉、ドーハ・1 条ウェーバーの付属書に基づく仲裁判断についてそれぞれ判示した。本パネルは、モダリティ・ペーパー自体は WTO 加盟国の権利義務に影響する法的資格を有しないものの、解釈の補足手段にはなりえること、モダリティ・ペーパーの内容は、爾後の再度の譲許があるまで EC の関税割当て譲許の効力が継続するという本パネルの結論を補強していること、バナナ枠組協定交渉当時の当事国の期待については、国際公法の解釈の慣習的規則において当事者の共通の意図を確定するためには、当事者の主観的な意図ではなく条約の文言を検討することが求められること、バナナ枠組協定の失効日とその後の合意によって延長されたと本パネルが判断したためにバナナ枠組協定の交渉当時の当事国の期待について論じる実益が小さいこと、EC 譲許表において EC の唯一の譲許関税がトン当たり 680 ユーロの関税率であるとすると、当時の EC の実行関税率よりも譲許関税率が高くなるため、ドーハ・1 条ウェーバーの付属書が言及するガット 28 条交渉を行う意味がなくなること、ガット 28 条交渉がバナナ了解にもドーハ・1 条ウェーバーの付属書にも記載されているのは、EC の再度の譲許のためにはガット 28 条交渉が必要である旨の WTO 加盟国の共通の意図を示す証拠であること、ドーハ・1 条ウェーバーの付属書に基づく仲裁判断によって本パネルの結論である WTO 加盟国の

共通の意図は反証されないことを判示した(パラ 7.457-7.491)。

<(c)について>

本パネルは、(c)について、本件措置(i)は、バナナの関税割当て譲許(220万トン分についてトン当たり 75 ユーロ)を考慮せず、MFN バナナについてトン当たり 176 ユーロの関税率よりも低い関税率の適用の余地がない点で、EC 譲許表第 1 部に規定する関税率を超える通常の関税であると認定した(パラ 7.495)。

本パネルは、結論として、本件措置の(i)(MFN バナナに対するトン当たり 176 ユーロの関税)は、バナナの関税割当て譲許(220万トン分についてトン当たり 75 ユーロ)を考慮していない点で、ガット 2 条 1 項(b)第 1 文に違反するとした。また、本パネルは、ガット 2 条 1 項(a)の整合性については判断する必要がないとした(パラ 7.499-7.503)。

## 2. 上級委員会手続

<手続的論点>

(1)2 つのパネル手続の日程の調和

### ①当事国の主張

<EC の主張> (本上級委員会報告書パラ 190)

- ・DSU9.3 条の「ものとする(shall)」がパネルが日程を調和させる絶対的かつ無条件の義務を示している一方、同条の「最大限可能な限り(to the greatest extent possible)」はパネルの裁量の存在を示すものでなく、それが起これば調和が不可能になるような手続上の行為について配慮することを意味するに過ぎない。
- ・日程の調和がなされず、本パネル手続におけるエクアドルに対する EC の書面提出を待って、別パネル手続において米国が書面を提出することができることとなった結果、EC の抗弁や議論を了知した後に書面を作成することのできる米国が[不当に]有利となった。

<エクアドルの主張> (パラ 191)

- ・9.3 条は絶対的・無条件の義務ではない。パネルの義務は 9.3 条の「最大限可能な限り」という文言によって限定される。
- ・21.5 条手続は 90 日以内に完了すべき点を考慮した本パネルの判断を支持する。

### ②本上級委員会の判断

本上級委員会は、調和(harmony)は一致(synchrony)とは異なることから、DSU9.3条がパネルに日程の調和の程度・現実性についての判断権を与えていると解釈し、「ものとする」は通常は義務を意味するが、DSU9.3条においては、パネルは日程の調整を目指す義務を有しつつ、かかる調整がどの程度可能かについてはパネルの権限の範囲内に限られ(パラ 192)、パネルの調整を修飾する「最大限可能な限り」という文言もかかる解釈を支持するとした(パラ 193)。また、本上級委員会は、DSU12.1条及び12.2条はパネルに対して検討手続の起案を行う裁量を与えているが、このことは本上級委員会がDSU9.3条の義務を本パネルが適用することについての審査基準を示すこと(パラ 194)、本パネルはDSU21.5条に基づき設置されたものであるから、DSU9.3条の本パネルの義務も短縮された日程が要求されるDSU21.5条の文脈で解釈されるべきであり、DSU21.5条が規定する、問題が付された後90日以内にパネル報告書を加盟国に送付する義務が履行パネルの裁量を制限していることに言及した(パラ 195)。

米国にとってECの抗弁や議論を了知した後に書面を作成する点で[不当に]有利であるというECの主張について、本上級委員会は、米国一賭博サービス事件の上級委員会報告で示した、パネルの裁量権の行使は紛争当事者のデュープロセス上の権利によって制約されるとの判断に言及しつつ、本件においてはECには米国の第1準備書面に対する反論の機会が保障されていること、ECは本パネルが行った2つのパネル手続を別個に実施するという決定によって、ECの手続上のデュープロセス上の権利が侵害されたことを具体的に主張していないことから(パラ 197)、本上級委員会は、結論としてECの申立てを退けた(パラ 198)。

(2) バナナ了解によってエクアドルの本パネル設置要請の権利の行使が禁止されるか

#### ① 当事国の主張

< ECの主張 > (パラ 203-206)

- ・「明確かつ効果的な解決」の要件を満たさない紛争当事者間の合意が、WTO紛争処理システムにおいて十分に法的効果を有する場合はある(例 パネル設置前の協議要請を省略する合意等)。
- ・DSU3条は、既に実行された手段のみを規定する合意だけが「相互に合意する解決」であるとは規定していない。
- ・DSUは、WTO加盟国が「相互に合意する解決」をDSBによる勧告、裁定及び提案よりも後に行うことを禁止しておらず、むしろ、DSU22.2条及び22.8条は明示的にかかる合意について規定している。
- ・本パネルは、バナナ了解についてWTOに対して行った当事者の連絡が相反している点を重視する結果、[例えば、]解決案に署名した者が、その後にDSBへの共同通報を拒否するこ

とにより、合意の文言を無効化して合意の利益のみを享受する[といった不公正な行動をとる]ことを許している。また、DSU には「相互に合意する解決」についての DSB への通報を単独で行うか、共同して行うかについては規定していない。

<エクアドルの主張> (パラ 207)

- ・EC は、本パネルの判示した 3 点を、バナナ了解が DSU3.7 条にいう「相互に合意する解決」となるための条件と理解しているが、それは誤りである。
- ・バナナ了解に関する EC の解釈は DSU の文言に基づいておらず、また、履行手続きを開始する当事者の権利を否定するものであるため 21.5 条に反する。

## ②本上級委員会の判断

本上級委員会は、EC の上訴に対し、21.5 条手続を開始する権利を放棄するための要件、パネルがバナナ了解の同要件該当性を判断する際に言及した 3 点の理由、DSU3.10 条の信義誠実原則について判断した(パラ 209)。

<21.5 条手続を開始する権利を放棄するための要件>

本上級委員会は、DSU3.7 条には、21.5 条に基づく履行確認手続を開始することを禁止する条件は規定されておらず、また、21.5 条に基づく履行確認手続への権利を禁止する合意のみが想定される唯一の解決であるとも規定されていない、と述べた(パラ 211)。本上級委員会は、「解決」について合意すること自体は必ずしも紛争解決システムに訴える権利の放棄を意味せず、かかる権利を放棄する当事者間の明示的な合意(**clear indication in the agreement**)が必要であるとし、また、バナナ了解が 21.5 条手続への権利の放棄を行うために「明確かつ効果的な解決」であることを本パネルが要件とした点については DSU の正確な解釈ではないとした(パラ 212)。本上級委員会は、「Preah Vihear 寺に関する事件」における国際司法裁判所の強制管轄権を受け入れる宣言の解釈についての国際司法裁判所の判断(タイが国際司法裁判所の管轄権を義務的であると認識していたか否かという問題についての唯一の関連性のある論点は、タイの宣言がかかる意思を明確に表しているか否かという点である、と判断した。)について言及しつつ(脚注 276)、バナナ了解によって申立国による 21.5 条手続の開始が制限されるためには、バナナ了解の当事国が、明示的に又は必然的な黙示により、21.5 条を利用する権利を放棄することが必要であり、DSU によって与えられた権利の放棄は軽々に推定されてはならないと判示した。本上級委員会は、バナナ了解の文言を検討し、バナナ了解にはかかる放棄を含まないと認定し、エクアドルはバナナ了解を理由として 21.5 条手続を開始することを制限されないと結論付けた(パラ 222)。

<3 点の理由>

本上級委員会は、本パネルが述べた3点の理由のうち、バナナ了解が将来の行動のみを規定している点についてはパネルの判断に同意したが、バナナ了解とDSBの勧告等との先後関係の点については、DSUにはDSBによる勧告、裁定及び提案よりも後に紛争当事者が和解を行うことを禁止しておらず、またDSU 22.8条は相互に合意する解決が行われる時までには譲許停止を行うことができると規定していることからパネルの判断に反対し、また、当事者間の事後の連絡の点については、バナナ了解の解釈の目的のためには当事者の義務は同了解の文言によって決定されるべきであり、当事者間の事後の連絡は極めて限定された証拠価値しか有しないとして、それぞれパネルの判断に反対した(パラ 214-216)。

#### <信義誠実原則>

本上級委員会は、「誠実に」の要件について、米国ーバード修正事件における上級委員会の説示はWTO協定の実体的条項に関するものであること、本件におけるECの主張はむしろ禁反言(estoppel)の主張、つまり手続的主張であり、したがって(米国ーバード修正事件ではなく、むしろ)ECー砂糖輸出補助金事件における上級委員会の判示した内容が適用されるべき基準であることに触れつつ、WTO加盟国がある措置について法的行為を行わないと明言しない限り、その後当該措置について異議申立てを行ったとしても誠実に行動していないとは言えない、と述べた。本上級委員会は、本件においてベネズエラはかかる禁反言に関する何らの表明を行っていないことから、結論として、ベネズエラは21.5条履行確認手続を請求したことによって誠実に行動していないとはいえない、とした(パラ 228)。

### (3) エクアドルの第1回21.5条パネルによる勧告実施方法の提案を争う方法

#### ① 当事国の主張

##### <ECの主張>(パラ 317、318)

- ・エクアドルの主張は、実質的には、第1回21.5条パネルの提案について争うものであり、同パネルの報告書がDSBで採択された以上、これを争うことはできない。DSU16.4条及び17.14条によって、WTO加盟国は、かかる提案を含め、DSBの勧告・裁定を無条件で受け入れる義務を有している。
- ・21.5条パネルに先行するパネル又は上級委員会が提案した措置が21.5条パネルで争われる場合、当該21.5条パネルは、争われている措置が当該提案された措置であることを確認すれば足り、それ以上の分析を行うことなくWTO協定整合性を認定すべきである。

##### <エクアドルの主張>(パラ 312)

- ・DSUには、パネルの提案について上訴が行われなかったことにより、当該提案を実施する措置が21.5条審査を免除されることとする規定はない。

## ②本上級委員会の判断

本上級委員会は、概ねパネルと同様の指摘を行った上で、パネルの判断を支持した(パラ 327)。

<実体的論点>

[(4)、(5) 上訴されず]

(6)ガット 13 条と 1 条の関係

### ①当事国の主張

<EC の主張> (パラ 329、341-342、347)

- ・ACP 供給者への関税優遇の制限は、権利を侵害された WTO 加盟国からの輸入に課せられた数量制限を構成しないため、ガット 13 条 1 項の適用を受けない。本パネルは、ある WTO 加盟国に対して、限定された割当数量に関して低い関税率を提供することが、自動的に、他のすべての WTO 加盟国に対して数量制限を課することとなる旨の理論を作出した。
- ・別の国に対して利益を提供することと、ある WTO 加盟国に「禁止または制限」を課する措置とは異なる。
- ・ガット 13 条 1 項は、ある国に対して提供した特惠措置をすべての WTO 加盟国に均てんする義務を規定しているわけではない。
- ・ゼロ関税の関税割当てを正当化するガット 1 条の免除に関する GATT・WTO の先例は、ガット 13 条が数量制限に適用され、関税による差別に適用されないという EC の主張を支持するものである。かかる先例は条約法条約 31 条 3 項(b)の国家実行、及び 31 条 3 項(a)の「後にされた合意」に該当する。

<エクアドルの主張> (パラ 348)

- ・EC が引用する免除の先例はほとんど 1994 年以前のものである。本件に最も関連する先例は、原上級委員会がガット 1 条に関するロメ・ウェーバーが 13 条に不整合な措置を正当化しないと判示した後に行われた、2001 年のドーハ・1 条ウェーバーとドーハ・13 条ウェーバーである。

## ②本上級委員会の判断

本上級委員会は、ガット 1 条 1 項の無差別原則と 13 条の無差別原則は異なり、例えば、関税割当てにおいて、割当内関税率 (in-quota tariff) について異なる関税率を設定する場合にはガット 1 条 1 項の問題となり、関税割当てへのアクセスや配分については、割当内関税率か割当外関税率 (out-of-quota duty rates) かの別にかかわらず、また、権利を侵害された WTO 加盟国がどの国かにかかわらず、ガット 13 条 1 項や 13 条 2 項の問題となる、このため、ガット 13 条がないと仮定する場合、ガット 1 条だけでは配分の割当てにおける差別を行わないように関税割当てを運用する方法について具体的な方針を示すことはできない、と判示し、ACP 諸国に対するゼロ関税の関税割当てについても、より優遇された関税率と割当ての配分を行っている以上、ガット 1 条と 13 条の適用がある、と判示した (パラ 343-345)。

また、GATT・WTO の先例については、本上級委員会は、ACP 諸国に対する以前のゼロ関税の関税割当てに関するドーハ・13 条ウェーバーが存在すること、同ウェーバーがガット 1 条と 13 条の関係を明確化した DSB の勧告・裁定の後に採択されたことから、同ウェーバーの存在によりゼロ関税の関税割当てに対してガット 13 条が適用されるとの議論が説得的である、とした (パラ 349)。

#### (7) ガット 13 条 1 項違反

本上級委員会は、ガット 13 条 5 項に基づき同条 1 項及び 2 項を、それぞれ「加盟国は、他の加盟国の領域の製品の輸入... について、すべての第三国の同種の製品の輸入... が同様に関税割当てに服する場合を除くほか、いかなる関税割当ても課してはならない」及び「加盟国は、...、その関税割当てがない場合に諸加盟国が獲得すると期待される取分にできる限り近づくようにその製品の貿易量を配分することを目標としなければなら[ない]」を指すものと解し (下線は筆者が追加したもの)、ガット 13 条 1 項が全般的な関税割当てへの無差別のアクセス及び参加の原則を確立し、同条 2 項柱書が記す最も貿易歪曲的でない態様で関税割当ての配分を行うという原則を規定していると判示した (パラ 337、338)。

以上を前提に、本上級委員会は、本件措置において、ACP 諸国がアクセスできる 77 万 5000 トン分のゼロ関税割当てについて非 ACP 諸国がアクセスできない点について、ガット 13 条 1 項違反を認定した (パラ 339)。

なお、本上級委員会は、ガット 13 条の「制限」について、上述のとおり、同条第 5 項によって「関税割当て」を指すものとし、同条第 1 項の「同様に禁止され、又は制限される」について、関税割当てへの参加の権利と機会があることを意味すると解釈した (パラ 337)。そして、ガット 13 条 1 項は明示的に「締約国は、他の締約国の領域の製品の輸入... について、...、いかなる禁止又は制限も課してはならない」と規定しており、EC が主張する、数量制限の相手国と被侵害国 (申立国) が一致することは要件ではないと判示した (パラ 341)。

なお、本上級委員会は、この「制限」についての本パネルの解釈、すなわち、同条の「制限」をある加盟国のバナナにのみ与えられる利益であって、他の加盟国の同種のバナナの競争機会に影響を及ぼすと推定されるものとする、単純な関税優遇措置(割当量の制限のないもの)であってもガット 13 条の適用があることになるため、ガット 1 条と 13 条の機能と適用範囲を混同するものであること、また、かかる広義の解釈は、ガット 13 条が関税割当ての無差別的運用に関するものであり関税割当て自体を禁止するものではないという事実を無視するものであることを判示した(パラ 346)。

#### (8) ガット 13 条における無効化・損害

##### ① 当事国の主張

< EC の主張 > (パラ 357、358)

- ・ APC 特惠措置は、ガット 13 条違反との関係で、エクアドルに対して何らの無効化又は損害を発生させていない。APC 特惠措置に課せられた量的制限は APC 諸国に対する利益ではなく、むしろ MFN 諸国に対する利益である。
- ・ 本パネルは、ACP 特惠措置からの利益をもたらす数量制限がどのようにエクアドルに対してガット 13 条の下での新たな又は追加的な無効化・損害をもたらすのかを説明していない。

##### ② 本上級委員会の判断

本上級委員会は、ガット 13 条による無効化・侵害の発生とガット 1 条による無効化・侵害の発生が同時に起こることはありえるが、そのことを指摘するだけでは DSU3.8 条の推定について反証したことにはならないと判示した(パラ 359、360)。

#### (9) ガット 13 条 2 項違反

本上級委員会は、本件措置において関税割当ての全部が ACP 諸国に配分され、非 ACP 諸国に与えられない点について、ガット 13 条 2 項柱書及び同項(d)違反を認定した(パラ 340)。

#### (10) ガット 2 条違反: 譲許表の解釈

(10-1) ドーハ・1 条ウェーバーにより EC の関税割当て譲許は延長されたか



## ①当事国の主張

＜ECの主張＞（パラ 372）

・ドーハ・1条ウェーバーをウィーン条約法条約 31 条 3 項(a)の「後にされた合意」と解した点、ドーハ・1条ウェーバーをバナナの関税割当て譲許の延長についての WTO 加盟国間の合意と解した点、及びモダリティ・ペーパー及び EC がガット 28 条に基づく関税再交渉を開始した事実を解釈の補足手段として考慮した点においてパネルの判断は誤っている。

## ②本上級委員会の判断

本上級委員会は、まず、WTO 法を解釈・修正するための手段として免除(WTO 協定 9 条 3 項)、多国間の解釈(同 9 条 2 項)及び改正(同 10 条)を列挙するとともに、1994 年ガットの譲許表の修正についてはガット 28 条の特別な手続又は多角的ラウンド交渉が用意されていると指摘した(パラ 378-385)。その上で本上級委員会は、ウィーン条約法条約 31 条 3 項(a)の「後にされた合意」はある条約の解釈に特に関する合意を指すが、WTO の文脈では上記手段のうち免除ではなく多国間の解釈が最も近いとした(パラ 390)。また、本上級委員会は、ウィーン条約法条約 31 条 3 項(a)が「条約の解釈又は適用につき当事国の間で後にされた合意」とあり、新たな義務の発生や既存の義務の延長を含意していないにもかかわらず、本パネルがドーハ・1条ウェーバーにより EC のバナナの関税割当て譲許が 2002 年 12 月 31 日以降も延長されたという結論を導いたことには飛躍があると指摘した(パラ 391、392)。結論として、ドーハ・1条ウェーバーがウィーン条約法条約 31 条 3 項(a)の「後にされた合意」に当たるとのパネルの判断を否定した(パラ 393)。さらに、本上級委員会は、ドーハ・1条ウェーバーが WTO 協定 10 条の改正に該当しないこと、EC の譲許表の改正はガット 28 条の交渉で行われるべきであったことを判示した(パラ 394、395)。

続いて、本上級委員会は、ドーハ・1条ウェーバーは EC のバナナの関税割当て譲許やバナナ枠組協定の規定を明示的に解釈したり修正したりはしていないこと、ドーハ・1条ウェーバーは ACP 諸国に対するゼロ関税に関するものであり、バナナの関税割当て譲許に関するものではないことを指摘した。さらに本上級委員会は、ドーハ・1条ウェーバーは MFN 供給者からのバナナ輸入のための関税割当て A 及び B に言及しているが、関税割当て A と B を合計した数値が EC の譲許表の関税割当ての対象となる 220 万トンとは異なること、そもそもドーハ・1条ウェーバーの前文(recital of the preamble)にて言及された事項には法的効力がないことから、ドーハ・1条ウェーバーによって EC の関税割当て譲許が 2002 年 12 月 31 日以降に延長されたとみなすことはできないとした(パラ 399、400)。

本上級委員会は、本パネルがバナナ付属書における以下の規定を重視したと指摘した。

- ・ガット 28 条に基づく EC の関税譲許の再拘束においては「バナナに関するすべての EC の WTO 市場アクセス約束が考慮されるべきである」との規定
- ・仲裁人の権限として、かかる再拘束が「上述の EC の約束を考慮して、MFN バナナ供給者のための市場アクセスの全体を少なくとも維持する結果となるか否か」の決定を行うこととした規定
- ・「ガット 28 条交渉と仲裁手続は、2006 年 1 月 1 日に新たな EC 関税限定制度が発効する前までに終了するものとする」との規定

また、本上級委員会は、本パネルが、EC がバナナ付属書の規定を順守しなかったこと及びガット 28 条交渉は終了せず、「新たな EC 関税限定制度」は発効していないことと結論づけたことを指摘した(パラ 401)。

以上の本パネルの議論・結論につき、本上級委員会は、次のとおり反論した。バナナ付属書の規定には、関税限定制度の再譲許の手続が完了するまで関税割当てを延長することを明示又は黙示するものはなく、また、バナナ付属書の目的は「予定される EC のバナナの関税率の再譲許が MFN バナナ供給者のための市場アクセス全体を少なくとも維持する結果となるか」を評価する基準と仲裁手続を定めるものであり、EC の関税割当て譲許の延長を定めておらず、むしろ、バナナ付属書は、EC の関税率再譲許を通じて既存の市場アクセス約束全体の一部を構成する関税割当て譲許の効力を維持することを想定していたとみられる。以上の理由から、本上級委員会は、ドーハ・1 条ウエーバーの文言にも、同ウエーバーを正当化する状況の中にも、EC 譲許表における MFN 供給者からの輸入に関する関税割当て譲許を修正する決定を見出すことができないとした。また、本上級委員会は、いずれの当事国も当該関税割当ての譲許がドーハ・1 条ウエーバーによって延長されたと主張していないことを指摘した(パラ 402)。

また、本上級委員会は、本パネルが、ガット 1 条に関する議論においては、バナナ付属書に基づくすべての中間的な手続が行われ、「新たな EC 関税制度」が発効したため、ドーハ・1 条ウエーバーが 2006 年 1 月 1 日に失効し、それ以降同ウエーバーが EC のバナナ輸入制度に適用されないと判断する一方で、ガット 2 条に関する議論においては、同じドーハ・1 条ウエーバーによって、2006 年 1 月 1 日以降に EC の譲許表が再譲許されるときまで EC の関税割当て譲許を延長することに WTO 加盟国が合意したと認定していることを指摘した。その上で、本上級委員会は、一方でドーハ・1 条ウエーバーが 2006 年 1 月 1 日に失効するため EC のバナナ輸入制度に適用されないとし、他方で関税割当て譲許を 2006 年 1 月 1 日以降に延長する限りにおいて EC のバナナ輸入制度に適用があるとするのは矛盾であり、このことがさらに本パネルの判断の正当性を失わせるとした(パラ 405、406)。

さらに、解釈の補足手段について、本上級委員会は、パネルが考慮したモダリティ・ペーパーと EC が開始したガット 28 条交渉は、上述の本上級委員会の結論を変えるものではないとした(パラ 408)。

本上級委員会は、結論として、ドーハ・1 条ウエーバーがウィーン条約法条約 31 条 3 項(a)の

「後にされた合意」に当たり、したがって EC の関税割当ての譲許が引き続き適用されるとした本パネルの判断を覆した(パラ 409)。

## (10-2) エクアドルの仮定的主張に対する判断

### ① 当事国の主張

#### < エクアドルの主張 > (パラ 411、412)

エクアドルは、本上級委員会が本パネルの結論を覆すことを条件として、以下の主張を行った。

- ・バナナ枠組協定の失効によって自動的に EC の関税割当て譲許が終了するわけではない。バナナ枠組協定の第 9 項はバナナに関する譲許全体の失効日を規定しているのではなく、EC 譲許表本体で規定される条件とは区別される、バナナ枠組協定における条件の失効日を定めているに過ぎない。
- ・したがって、EC の関税割当て譲許は依然として有効であり、EC がかかる関税割当て譲許を無視して MFN ベースのバナナの輸入に対してトン当たり 176 ユーロの実行関税を適用することはガット 2 条 1 項(b)に違反すると本パネルの結論を本上級委員会も維持すべきである。

#### < EC の主張 > (パラ 413)

- ・EC の譲許表において規定されている関税割当てと割当内関税率はバナナ枠組合意に規定する条件に服するのであって、別個に読まれるべきものではないこと、したがって関税割当て譲許は 2002 年 12 月 31 日に失効した。

### ② 本上級委員会の判断

#### < EC 譲許表の文言 >

本上級委員会は、まず、原上級委員会が『譲許(concession)』という文言の通常の意味は、加盟国が権利や便益を与えることができることを意味しているが、WTO の各協定に基づく自らの義務を譲許表の記載によって減少させることはできない」と判断したことに言及し、WTO 協定の他の規定に基づく義務・約束を減少させない限り、関税譲許について時的制限を付することは上級委員会の従前の判断と矛盾するものではない、とした(パラ 417、418)。

その上で、本上級委員会は、EC 譲許表の文言には、譲許表のどの列(column)に記載されているか、付属書に記載されているかにかかわらず、全て意味と効果が与えられるべきであると述べつつ(パラ 422)、220 万トンという関税割当て対象量とトン当たり 75 ユーロという割当内関税率が、譲許表の第 1 部第 1 節 1-B の第 3 列及び第 4 列に記載されているのと同時に、バナナ枠組協定の第 1 項及び第 7 項でも言及されていることに着目し、同一の譲許が同じ意

味で2度規定されるとの結論は採用しない旨述べた。本上級委員会は、譲許表において約束された関税割当数量と割当内関税率がバナナ枠組協定において関税割当ての配分の目的で再度言及されているので、バナナ枠組協定の第1項・第7項は関税割当て譲許を行うものではない、とした(パラ423)。そして、本上級委員会は、バナナ枠組協定の文言を検討した後に、バナナ枠組協定が「一般的基本的な関税割当て(global basic tariff quota)」の枠内での国ごとの割当て・管理・再割当てについての合意であり、バナナ枠組協定第9項が「本合意は2002年12月31日まで適用される」としているのは、かかる割当ての合意の適用期限を規定しているのであって、「一般的基本的な関税割当て」またはEC譲許表第1部第1節1-B第4列に規定された関税割当て譲許については言及していない、と指摘した。バナナ枠組協定第9項で言及された合意の一時的な性格と、EC譲許表第1節1-B第4列の関税割当て譲許とは、いずれも意味と効果を持たせることができ、本上級委員会としては、関税割当数量と割当内関税率は最終的なものであり、バナナ枠組協定は譲許表第3列・第4列以外の要素に関するものであると考える。このような解釈はガット13条2項(d)及び13条4項からも支持される(パラ425)。さらに、本上級委員会は、原パネル・上級委員会手続においてバナナ枠組合意の一部がWTO協定違反であるとされたことは、バナナ枠組協定の一部規定の失効後もECの関税割当て譲許自体は効力を有していることを確認するものであり、関税割当数量・割当内関税率と割当ての配分とが別個で可分である(distinct and severable)場合には特に当てはまること、バナナ枠組協定第9項はECとGATT締約国であるラテンアメリカの供給国が2001年までに協議を行うこと及び同協定の3年後の見直しを規定しており、ガット13条4項の要件である、実質的な利害関係を有する供給国との協議、特別の要因の再評価、配分の合意の調整といった事項を反映していることを指摘した(パラ426-428)。

本上級委員会は、以上から、バナナ枠組協定9項により、同協定は2002年12月31日において失効したが、同協定は関税割当て譲許全体には関連付けられていないため、220万トンについて一次関税をトン当たり75ユーロとするECの関税割当て譲許は2002年12月31日以降も有効であるとした(パラ430)。

#### <目的>

WTO協定の目的について、本上級委員会は、物品・サービスの貿易の拡大及び貿易障壁の除去や、譲許の交換による国際貿易の安定性・予測可能性の増進といった一般的な目的があるとする点で本パネルに同意するが、関税割当ての配分についての合意に関する時的制限が「最終割当数量及び枠内税率」として約束された関税割当て譲許を制限すると誤って解釈することは、かかる目的と整合しないのであり、むしろ本上級委員会による解釈の方がかかる目的と整合する、と判示した。さらに本上級委員会は、バナナ枠組協定第9項第2文は「2001年には遅くとも開始すべきGATT締約国であるラテンアメリカ供給国との十分な協議」を規定しているが、仮に9項第1文によって関税割当て譲許が2002年12月31日にて失効すると、MFN供給国としては割当外関税率であるトン当たり680ユーロと再拘束のための協議を

行うという EC の約束しか残らないこととなり、これら供給国は自らの譲許表に拘束される一方で、EC から獲得したバナナの関税割当て譲許を失うことになるが、これは関税譲許の安定性・予測可能性を失わせ、上述の目的を増進しないことになる(パラ 433-434)。

以上の理由から、本上級委員会は、バナナ枠組協定 9 項は、ガット 28 条の交渉が完了するまでは、EC の関税割当て譲許の有効性に影響を与えると解釈すべきではなく、また、このように考えることは 1994 年ガットと WTO 協定の目的とも整合すると判示した(パラ 435)。

#### < 解釈の補足手段 >

さらに、本上級委員会は EC のウルグアイラウンド譲許表とバナナ枠組協定の交渉経緯を検討し、バナナ枠組協定がもともと GATT 時代の EEC-バナナ II 事件の解決のための複数国間合意であったこと、ウルグアイラウンド交渉終盤における EC の最終オファーにはバナナ枠組協定に記載されていたが、最終案(draft final Schedules)には記載されておらず、したがって最終案においては関税割当て譲許については効力終了日は規定されていなかったこと、その後の確認プロセス(process of verification)において EC が提出した修正(corrigendum)によってバナナ枠組協定が再追加されたという経緯があること、バナナ枠組協定第 11 項は、同協定が「EC のバナナ制度に関するコロンビア、コスタリカ、ベネズエラ、ニカラグア及び EC との間の紛争の解決を表す」としていること、以上の交渉経緯に照らせば、バナナ枠組協定は当初は EC の関税割当て譲許の一部ではなく、このバナナ枠組協定の記載の追加はウルグアイラウンド当時の EC の最終オファーに記載されているとおり、EEC-バナナ II 事件の当事国間で成立した合意を登録し合法化するという趣旨であったことを指摘した(パラ 436-440)。

#### < その他のエクアドルの主張 >

最後に、本上級委員会は、エクアドルの 3 点の主張について判断している。

時的制限のある約束がモダリティ・ペーパーに反しているとの主張については、同ペーパーは条約法条約 32 条の「条約の準備作業」に該当し、WTO 協定や加盟国の譲許表の解釈の際に参照することができること、同ペーパーは「1986 年から 1988 年まで(参照期間)の平均年間輸入総量を下回らない」「現在のアクセス機会」を維持することを求めており、この約束に時的制限を付していないこと、EC の関税割当て譲許が失効するとのパネルの解釈はモダリティ・ペーパーの「現在のアクセス機会」の維持という義務と抵触することを指摘し、EC の関税割当て譲許が失効しないとの本上級委員会の解釈がモダリティ・ペーパーによっても確認できるとした(パラ 441-444)。

次に、再拘束されるまで関税割当て譲許の効力が継続することをドーハ・1 条ウエーバーが前提としているという点について、本上級委員会は、ドーハ・1 条ウエーバーが解釈の補足手段に当たりうること、同ウエーバーの前文によると EC の関税割当て譲許が 2002 年 12 月 31 日以降も継続して適用されることを前提としているように読めること、バナナ付属書に規定する手続は関税割当て譲許が引き続き存在することを前提としており、2005 年 8 月 1 日の仲裁判断

もその旨判示していることを指摘し、結論として、ドーハ・1条ウェーバーはECの関税割当て譲許が失効しないとの本上級委員会の解釈を確認するものであるとした(パラ 445-448)。

また、EC が自らの譲許を修正するためのガット 28 条に基づく交渉を二度開始した点については、ガット 28 条の「修正」の通常の意味は、交渉の結果として譲許の範囲が拡大する場合も縮小する場合も含んでいること、結果的に譲許の範囲が拡大するか縮小するかは再交渉の過程でしか明らかにならず、また、修正を提案する加盟国が課されるガット 28 条 2 項の代償措置の有無・範囲を決定するものであること、いかなる修正であっても GATT 時代の閣僚会議決定に基づく手続に従って開始されなければならないことを指摘し、この交渉開始自体は、関税割当て譲許の効力について明確な示唆を与えないとした(パラ 449-452)。

以上から、本上級委員会は、EC の関税割当て譲許が 2002 年 12 月 31 日に失効せず、ガット 28 条交渉と再拘束手続が完了するまで効力を有すると判断し、パネルの結論を覆した(パラ 453)。

本上級委員会は、EC の本件措置がガット 2 条 1 項(b)第 1 文に違反するとするパネルの判断を結論において維持した(パラ 455)。

### III. 論点整理・考察

(1) バナナ了解によってエクアドルの本パネル設置要請の権利の行使が禁止されるか(II. における(2)の論点)

本論点について、本パネル・本上級委員会は、ともに、本件において、バナナ了解によってもエクアドルの 21.5 条手続の申立権が放棄されたことにはならない、との結論を導いた。他方、かかる結論を導く過程における DSU の解釈は、本パネルと本上級委員会とで異なる。

本パネルは、DSU3.7 条、3.2 条、3.3 条及び 3.4 条に言及しつつ、21.5 条手続の申立権に対する禁止効が発生するための条件として、バナナ了解が本件紛争事案の明確かつ効果的な解決を構成することを要するとした。これは、以下の理由によるものと考えられる。すなわち、本論点と関連する論点の先例であるインドー自動車事件が、「相互に合意する解決」によって当事国のパネル設置要求の権利が制限されるか、という問題の建て方を行って議論を展開しており(同事件パネル報告書パラ 7.113-7.115)、この先例を参照しつつ EC が「バナナ了解は相互に合意する解決であり、仮にそうでなくても二国間協定である」という問題の建て方を行ったため、本パネルとしては「相互に合意する解決」の法的効果を探求するために上述の DSU 各条項を検討し、その結果として、事案の「明確かつ効果的な解決」という中間命題を設定するアプローチを採用したと考えられる。

他方、本上級委員会は、本論点を「相互に合意する解決」の法的効果という視点からではなく、より広い視点、つまり、WTO 加盟国が DSU 上有している手続的権利の放棄という視点から捉えているように考えられる。かかる広い視点に立ち、本上級委員会は、本パネルの解釈を排斥する一方で、国際司法裁判所の強制管轄権を受け入れる宣言の解釈に関する国際司法裁判所の裁判例に言及しつつ、申立国による 21.5 条手続の開始が制限されるための要件として、バナナ了解の当事国が、明示的に又は必然的な黙示により、21.5 条を利用する権利を放棄することが必要であると解釈した。

この本上級委員会の解釈は、本論点についての上級委員会としての考えを示した最初のものであるが、本上級委員会の報告書の文言を追う限り、「相互に合意する解決」であるか否かを問わず、WTO 加盟国間のあらゆる合意について適用されるとも読める。他方、本研究会においては、この本上級委員会の判断の射程は、少なくとも、具体的な紛争の存在を前提とせずして WTO 紛争処理手続外で行われる WTO 紛争処理手続上の権利の放棄を含まないとの意見が支配的であった。かかる意見の背景には、具体的紛争の存在を前提とし、これを解決するための当事国間の合意とそうでない合意についての一般国際法における取扱いの相違や、禁反言に関するアルゼンチンー鶏肉ダンピング防止税事件でのパネルの判断(MERCOSUR のアドホック裁判所が審理し判断を下した紛争について、ブラジルが DSU に基づきパネル設置要請を行うことが禁反言原則によって制限されるとのアルゼンチンの主張を認

めない旨判示<sup>1)</sup>及び EC—砂糖輸出補助金事件での上級委員会の判断(DSU には WTO 加盟国が紛争処理手続を開始する権利を明示的に制限する規定はなく、仮に禁反言原則が WTO において適用されるとしても、その適用は限定される旨判示<sup>2)</sup>、並びに WTO 紛争解決手続における WTO 協定以外の条約の適用に関するメキシコソフトドリンク租税措置事件での上級委員会の判断(パネル・上級委員会には非 WTO 紛争を解決する DSU 上の根拠がない旨判示<sup>3)</sup>)が存在する。

## (2) ガット 13 条 1 項違反(II. における(7)の論点)

本論点に関して、EC は、エクアドルからの輸入が EC の関税割当ての対象でない以上、本件措置の関税割当て部分についてエクアドルはガット 13 条違反を主張できない、と主張した。この主張に対して、本パネルも本上級委員会も結論としてはこれを排斥しているが、その論理展開はそれぞれ異なる。

本パネルは、ガット 13 条 1 項の「制限」の意義をガット 11 条の「制限」と同様に広義に解し、本件措置のうち ACP 諸国に関する関税割当てによって APC 諸国に与えられる利益がエクアドルを含む MFN バナナ供給者には与えられないこと、及び一部の加盟国にのみ与えられる利益は、他の加盟国の競争上の機会に影響すると推定されることを理由に、当該関税割当てがガット 13 条 1 項の「制限」に当たると判断した。本パネルのこの解釈の背景には、「制限」の意義を広く設定することで、建て付けとしてはエクアドルからの輸入に適用されない関税割当てであっても、エクアドルの競争上の機会に影響する以上、エクアドルに対する「制限」と言いうる、したがってガット 13 条 1 項の適用がある、との結論に到することを本パネルが重視したと考えることができる。

他方、本上級委員会は、本パネルのかかる広義の解釈によってガット 1 条と 13 条の適用範囲が重複するおそれがあることから、かかる解釈を排斥した。代わりに、本上級委員会は、同条第 5 項に基づき同条が読み替えられるという前提のもと、同条 1 項の「制限」が「関税割当て」と読み替えられ、同条第 1 項の「同様に禁止され、又は制限される」が関税割当てへの参加の権利と機会があることを意味すると解釈した。そして、「関税割当て」については、ガット 13 条 1 項の文言解釈上、EC が主張する(そして本パネルが重視した)、数量制限の相手国と被侵害国(申立国)との一致は要件ではないと判示した。

EC の本件措置のうち関税割当ての部分がガット 13 条違反を構成するとの結論に至る解釈

---

<sup>1</sup> Argentina - Definitive Anti-Dumping Duties on Poultry from Brazil (WT/DS241/R) paras. 7.38-39.

<sup>2</sup> European Communities - Export Subsidies on Sugar (WT/DS265/AB/R, WT/DS266/AB/R, WT/DS283/AB/R) para 312.

<sup>3</sup> Mexico - Tax Measures on Soft Drinks and Other Beverages (WT/DS308/AB/R) paras 56 and 78.



論としては、あえてガット 11 条についての解釈論をガット 13 条プロパーのケース、つまり数量制限に対する適用の場合にも波及しうる形で援用する本パネルのアプローチよりは、関税割当てへの適用に必要な範囲でのみガット 13 条 1 項の文言解釈を行った本上級委員会のアプローチの方が簡潔かつ説得的であると考えられる。

### (3) ガット 2 条違反(II. における(10)の論点)

#### ① 本パネルと本上級委員会の判断の相違点

本論点は、上記(1)(2)の論点とは異なり、米国を申立国とするパネル・上級委員会手続では問題とされなかった。

本論点について、本パネル・本上級委員会は、ともに、EC の本件措置が譲許関税率よりも高い関税率を適用しており、ガット 2 条に違反するとの結論を導いた。他方、かかる結論を導く論理構成は、本パネルと本上級委員会とで異なる。

本パネルは、EC の譲許表とその付属書であるバナナ枠組み協定について、同協定がその文言に従って 2002 年 12 月 31 日をもって失効したため、EC の譲許表に規定されているバナナに関する関税割当て譲許も失効したと認定した。これを前提に、本パネルは、ドーハ・1 条ウェーバーをウィーン条約法条約 31 条 3 項(a)の「後にされた合意」と認定し、これによって EC のバナナに関する関税割当て譲許の有効期間が延長された、との論理構成を採用し、結論として EC のバナナに関する関税割当て譲許が有効であるとしている。

他方、本上級委員会は、EC の譲許表とその付属書であるバナナ枠組み協定について、同協定の失効によっても EC の譲許表に規定されているバナナに関する関税割当て譲許は失効しないと認定した。

#### ② 本パネルの論理構成の評価

本パネルは、ドーハ・第 1 条ウェーバーをウィーン条約法条約第 31 条第 3 項(a)の「条約の解釈又は適用につき当事国の間で後にされた合意」と認定しているが、そもそも EC の関税割当て譲許の 2002 年 12 月 31 日付の失効を認定している以上、本パネルは実質的には EC の関税割当て譲許を延長又は復活させる効果をドーハ・第 1 条ウェーバーに持たせようとしているのであり、本上級委員会が批判するとおり論理的に一貫しないし、ウィーン条約法条約に従った解釈態度と評価することもできない。

#### ③ 本上級委員会の論理構成の評価

他方、本上級委員会の判断のうち、バナナ枠組み協定第 9 項第 1 文が同協定を 2002 年 12

月 31 日限りで失効させる効果を有するが、関税割当て譲許の効力には影響を有しないと判断したことについては、議論の余地があると考えられる。

バナナ枠組み協定の文言を読むと、本上級委員会が指摘するとおり、EC とラテンアメリカ諸国との EEC-バナナ II 事件の解決がバナナ枠組み協定の主たる目的であると理解され、また、バナナ枠組み協定が EC の譲許表第 1 部第 1 節 1-B の第 7 列「その他の条件」に関連づけられて譲許表の一部となることを前提として起案されているわけではないことも窺われる。そして、このような目的のズレから生じたバナナ枠組み協定の文言と EC の譲許表の構造とのズレ、具体的にはバナナの関税割当て譲許に係る関税割当て対象量 (220 万トン) 及び割当て内関税率 (トン当たり 75 ユーロ) が EC の譲許表とバナナ枠組み協定においてそれぞれ規定されていることをもって、本上級委員会はバナナ枠組み協定第 9 項第 1 文の有効期間満了の効果を制限的に解釈する理由の一つとした。

他方、ウルグアイラウンド当時の交渉終盤の極めて時間的余裕のない中で、ギリギリの交渉をラテンアメリカ諸国と展開していた EC に対して、以上のような考慮要因をも踏まえたドラフティングを期待することは酷であるとも考えられ、その意味で本上級委員会の判断には、現実の交渉の世界における WTO 加盟国の行為規範としてはいささか厳しいものがあると感じられる。

また、本上級委員会が強調する、関税割当て対象量と割当て内関税率の規定に関する上述の解釈はあまり説得的とは思われない。バナナ枠組み協定における関税割当て対象量と割当て内関税率の規定には「譲許表第 1 部第 1 節 1-B に規定する…」といった概念の同一性を明示する表現はないが、譲許表の同一行の第 4 列と第 7 列 (すなわちバナナ枠組み協定) のそれぞれにおいて関税割当て対象量及び割当て内関税率が言及されているとき、それが同一の概念を指すことは明白とも言える。バナナ枠組み協定第 1 項及び第 7 項においてそれぞれ関税割当て対象量と割当て内関税率が規定され、同協定第 9 項第 1 文においてバナナ枠組み協定が 2002 年 12 月 31 日限りで失効する旨規定され、譲許表第 1 部第 1 節 1-B の第 7 列で「付属書に記載するとおり」と規定されている以上、本パネルが判断したとおり、同協定第 9 項第 1 文の効果が関税割当て譲許の失効にも及ぶと解釈することも文言上は十分あり得ると考えられるからである。

さらに、本上級委員会が WTO 協定の目的に関して、仮に EC の関税割当て譲許が失効すると解すると EC へバナナを供給する国にとって、自国の譲許表には引き続き拘束される一方、EC の譲許表から得られる利益を一方向的に失うこととなり、関税譲許の安定性・予測可能性を失わせ、物品・サービスの貿易の拡大・貿易障壁の除去、及び譲許の交換による国際貿易の安定性・予測可能性の増進が果たせないと論じている箇所は、本上級委員会自身が別の場所で述べている判断、つまり、WTO 協定の他の規定に基づく義務・約束を減少させない限り、WTO 加盟国が関税譲許に時的制限を付することを許容する判断と抵触しているようにも考えられる。

しかしながら、以上述べた問題点の存在を前提としても、本上級委員会の判断は支持される

べきであるとする。それは、EC、エクアドルを含む WTO 加盟国の間において、EC のバナナの関税割当て譲許が 2002 年 12 月 31 日以降も有効であるとの理解のもとで関係国間の交渉・やり取りが蓄積されてきたという事情が窺われるためである。本上級委員会は、EC の譲許表の解釈論における積極的な理由としては掲げていないものの、ドーハ・1 条ウェーバーにおいて EC のバナナの関税割当て譲許が 2002 年 12 月 31 日以降も有効であることが前提とされているように読めること、2005 年 8 月 1 日の仲裁判断もその旨判示していることを述べ、EC の譲許表についての自らの解釈論がこれらの事情と矛盾していないことを確認している。しかし、むしろかかる交渉・やり取りの蓄積を尊重し、それと矛盾する判断を行わないという実質判断が本上級委員会の解釈論の根底にあると考えられないだろうか。

## SCHEDULE LXXX – EUROPEAN COMMUNITIES

### PART I MOST-FAVOURED-NATION TARIFF SECTION I – Agricultural Products

#### SECTION I - A Tariffs

*(Reproduced excerpt)*

Tariff item number	Description of products	Base rate of duty	Bound rate of duty	Implementation period from/to	Special safeguard	Initial negotiating right	Other duties and charges	Comments
1	2	3	4	5	6	7	8	9
080300	Bananas, including plantains, fresh or dried:							
0803001	-Fresh:							
08030011	--Plantains	20.0 %	16.0 %					
08030012	--Other	850 ECU/T	680 ECU/T		SSG			
08030090	-Dried	20.0 %	16.0 %					

#### SECTION I - B Tariff Quotas

*(Reproduced excerpt)*

##### Current Access Quotas

Description of product	Tariff item number(s)	Initial quota quantity and in-quota tariff rate	Final quota quantity and in-quota tariff rate	Implementation period from/to	Initial negotiating right	Other terms and conditions
1	2	3	4	5	6	7
Fresh bananas, other than plantains	0803 00 12	2.200.000 t 75 ECU/t	2.200.000 t 75 ECU/t			As indicated in the Annex.

## ANNEX

### SCHEDULE LXXX - EUROPEAN COMMUNITIES

#### FRAMEWORK AGREEMENT ON BANANAS

---

1. The global basic tariff quota is fixed at 2.100.000 t for 1994 and at 2.200.000 t for 1995 and the following years, subject to any increase resulting from the enlargement of the Community.

2. This quota is divided up into specific quotas allocated to the following countries:

<u>Country</u>	<u>Percentage of the global quota</u>
Costa Rica	23.4
Colombia	21.0
Nicaragua	3.0
Venezuela	2.0
Dominican Republic and other ACP concerning non traditional quantities	90.000 t.
Others	46.32% (1994) - 46.51% (1995)

3. In case of force majeure, a country listed in paragraph 2 with a country quota, may, on the basis of an agreement notified in advance to the Commission, fulfill all or part of its quota with bananas originating in another country listed in paragraph 2. In this case, the deliveries from the two countries concerned shall be adjusted accordingly in the following year.

4. If a banana exporting country with a country quota informs the Community that it will be unable to deliver the quantity allocated to it, the short-fall shall be reallocated by the Community in accordance with the same percentage shares indicated under point 2 (including "others"). However, countries with country quotas may jointly request and the Commission shall agree to a different allocation amongst those countries.

5. The Community shall allocate any autonomous increase in the Community quota according to the same percentage shares as under point 2 (including "others"). However, countries with country quotas may jointly request and the Commission shall agree to a different allocation amongst those countries.

6. Management of the quotas, including any increase under point 5, will remain as laid down in regulation 404/93. However, the supplying countries with country quotas may deliver special export certificates for up to 70% of their quota, which, in turn, constitute a prerequisite for the issuance, by the Community, of certificates for the importation of bananas from said countries by "Category A" and "Category C" operators.

The authorization to deliver the special export certificates shall be granted by the Commission in order to make it possible to improve regular and stable trade relations between producers and importers and on the condition that the export certificates will be issued without any discrimination among operators.

7. The in-quota tariff rate shall be 75 Ecus/tonne.

8. The agreed system will be operational by 1 October 1994 at the latest, without prejudice to any provisional or transitional measures to be examined for the year 1994.
9. This agreement shall apply until 31 December 2002. Full consultations with the Latin American suppliers that are GATT Members should start no later than in year 2001.

The functioning of the agreement will be reviewed before the end of the third year, with full consultation of GATT Member Latin American suppliers.

10. This agreement will be incorporated into the Community's Uruguay Round Schedule.
11. This agreement represents a settlement of the dispute between Colombia, Costa Rica, Venezuela, Nicaragua, and the Community on the Community's banana regime. The parties to this agreement will not pursue the adoption of the GATT panel report on this issue.

---

# WORLD TRADE ORGANIZATION

WT/DS27/58

2 July 2001

(01-3276)

---

Original: English

## EUROPEAN COMMUNITIES – REGIME FOR THE IMPORTATION, SALE AND DISTRIBUTION OF BANANAS

### Notification of Mutually Agreed Solution

The following communication, dated 22 June 2001, from the Permanent Delegation of the European Commission to the Chairman of the Dispute Settlement Body, is circulated pursuant to Article 3.6 of the DSU.

---

The European Communities (EC) wish to notify the Dispute Settlement Body (DSB) that they have reached, with the United States of America and Ecuador, a mutually satisfactory solution within the meaning of Article 3.6 of the DSU regarding the implementation by the EC of the conclusions and recommendations adopted by the DSB in the dispute "Regime for the importation, sale and distribution of bananas" (WT/DS27).

Please find attached the text of the Understandings reached between the EC and the United States and between the EC and Ecuador, respectively on 11 April 2001 and 30 April 2001, which constitute a mutually agreed solution to the bananas dispute.

I would be grateful if you could circulate a copy of this letter with its enclosures to the WTO Members.

**Enclosure 1: Understanding on Bananas between the EC and the United States of 11 April 2001**

- A. The European Commission and the United States have identified the means by which the long-standing dispute over the EC's banana import regime can be resolved.
- B. In accordance with Article 16(1) of Regulation No. (EC) 404/93 (as amended by Regulation No. (EC) 216/2001), the European Communities (EC) will introduce a Tariff Only regime for imports of bananas no later than 1 January 2006.
- C. In the interim, the EC will implement an import regime on the basis of historical licensing as follows :
1. Effective 1 July 2001, the EC will implement an import regime on the basis of historical licensing as set out in Annex 1.
  2. Effective as soon as possible thereafter, subject to Council and European Parliament approval and to adoption of the Article XIII waiver referred to in paragraph E, the EC will implement an import regime on the basis of historical licensing as set out in Annex 2. The Commission will seek to obtain the implementation of such an import regime as soon as possible.
- D. With respect to the United States' imposition of increased duties applied to certain EC products as of 19 April 1999 covering trade in an amount of US\$191.4 million per year (the "increased duties"):
1. Upon implementation of the import regime described in paragraph C(1), the United States will provisionally suspend its imposition of the increased duties.
  2. Upon implementation of the import regime described in paragraph C(2), the United States will terminate its imposition of the increased duties.
  3. The United States may reimpose the increased duties if the import regime described in paragraph C(2) does not enter into force by 1 January 2002.
- E. The United States will lift its reserve concerning the waiver of Article I of the GATT 1994 that the EC has requested for preferential access to the EC of goods originating in ACP states signatory to the Cotonou Agreement; and will actively work towards promoting the acceptance of an EC request for a waiver of Article XIII of the GATT 1994 needed for the management of quota C under the import regime described in paragraph C(2) until 31 December 2005.
- F. The EC and the United States have informed Ecuador and will cooperate in seeking the agreement of all parties.



## Annex I

### Phase I

1. A bound tariff-rate quota (TRQ) designated as quota "A" will be set at 2,200,000 tonnes. An autonomous TRQ designated as quota "B" will be set at 353,000 tonnes. These TRQs will be managed as one, with the total quota being 2,553,000 tonnes. There is no expectation of allocation of shares of either of these TRQs among country suppliers, and the Commission will not seek to convene a meeting to that effect of the principal supplying countries except upon the joint request of all such countries. The tariff applied to bananas imported in the "A" and "B" quotas shall not exceed 75 euro/tonne.
2. A TRQ designated as quota "C" will be set at 850,000 tonnes.
3. Import licenses for 83% of the "A" and "B" TRQs will be distributed to "traditional" operators based on each qualified "traditional" operator's 1994-96 average annual final reference volume ("reference volume") for the "A/B" quotas. Qualified "traditional" operators will be identified on the basis of the distribution of licenses that occurred under Regulation 404, Article 19.1(a) and Regulation 1442, Article 3.1(a) for "Category A subfunction (a)". Importers will not need to produce new evidence.
4. Licenses for TRQ "C" are intended to be distributed broadly in accordance with the principles to be utilized in managing of licenses for TRQ's "A" and "B" and on the basis of imports of ACP-origin bananas. The European Commission and the United States will consult again within 4 weeks with a view to finalizing the licensing principles for TRQ "C".
5. Within each TRQ, licenses may be used to import bananas from any source. Licenses to import bananas into TRQ "C" cannot be used to import bananas into TRQs "A" or "B", and vice versa.
6. A "non-traditional" operator category will be created with respect to 17% of the quantity of the "A and B" TRQs. Non-traditional operators cannot become traditional operators in subsequent periods. Management of non-traditional imports will be done by simultaneous examination.
7. The licensing regime will be administered in good faith and on a non-discriminatory basis.
8. The Commission will provide the United States as soon as possible the verified statistics confirming the implementation of this phase, taking into account the protection of business confidential information.

## Annex II

### Phase II

1. During Phase II, the provisions applying to Phase I will continue, except as provided in this Annex.
2. In Phase II, TRQ "B" will be 453,000 tonnes (an increase of 100,000 tonnes). The total for the "A" and "B" TRQs will be 2,653,000 tonnes.
3. The TRQ "C" will be 750,000 tonnes and will be reserved for bananas of ACP origin.
4. The share of import licenses to "traditional" operators for the "A" and "B" TRQs will be allocated in accordance with the procedure in Annex I. Import licenses will be distributed based on each qualified "traditional" operator's 1994-96 reference volume through 31 December 2003. Thereafter, the share of import licenses to "traditional" operators for the "A" and "B" TRQs will be allocated based only on usage of licenses issued under Phase II of this Understanding, through credible documentation.
5. The Commission will provide the United States as soon as possible the verified statistics confirming the implementation of this phase, taking into account the protection of business confidential information.

## **Enclosure 2: Understanding on Bananas between the EC and Ecuador of 30 April 2001**

- A. The European Commission and Ecuador have identified the means by which the long-standing dispute over the EC's banana import regime can be resolved.
- B. In accordance with Article 16(1) of Regulation No. (EC) 404/93 (as amended by Regulation No. (EC) 216/2001), the European Communities (EC) will introduce a Tariff Only regime for imports of bananas no later than 1 January 2006. GATT Art XXVIII negotiations shall be initiated in good time to that effect, recognizing Ecuador as the principal supplier in these negotiations.
- C. In the interim, the EC will implement an import regime on the basis of historical licensing as follows :
  - 1. Effective 1 July 2001, the EC will implement an import regime on the basis of historical licensing as set out in Annex 1.
  - 2. Effective as soon as possible thereafter, subject to Council and European Parliament approval and to adoption of the Article XIII waiver referred to in paragraph F, the EC will implement an import regime on the basis of historical licensing as set out in Annex 2. The Commission will seek to obtain the implementation of such an import regime as soon as possible.
- D. Ecuador takes note that the European Commission will examine the trade in organic bananas and report accordingly by 31 December 2004.
- E. Upon implementation of the import regime described in paragraph C, Ecuador's right to suspend concessions or other obligations of a level not exceeding US\$201.6 million per year vis-à-vis the EC will be terminated.
- F. Ecuador will lift its reserve concerning the waiver of Article I of the GATT 1994 that the EC has requested for preferential access to the EC of goods originating in ACP states signatory to the Cotonou Agreement; and will actively work towards promoting the acceptance of an EC request for a waiver of Article XIII of the GATT 1994 needed for the management of quota C under the import regime described in paragraph C(2) until 31 December 2005.
- G. The EC and Ecuador consider that this Understanding constitutes a mutually agreed solution to the banana dispute.

## Annex I

### Phase I

1. A bound tariff-rate quota (TRQ) designated as quota "A" will be set at 2,200,000 tonnes. An autonomous TRQ designated as quota "B" will be set at 353,000 tonnes. These TRQs will be managed as one, with the total quota being 2,553,000 tonnes. There is no expectation of allocation of shares of either of these TRQs among country suppliers, and the Commission will not seek to convene a meeting to that effect of the principal supplying countries except upon the joint request of all such countries. The tariff applied to bananas imported in the "A" and "B" quotas shall not exceed 75 euro/tonne.
2. A TRQ designated as quota "C" will be set at 850,000 tonnes.
3. Import licenses for 83% of the "A" and "B" TRQs will be distributed to "traditional" operators based on each qualified "traditional" operator's 1994-96 average final reference volume ("reference volume") for the "A/B" quotas. Qualified "traditional" operators will be identified on the basis of the distribution of licenses that occurred under Regulation 404, Article 19.1(a) and Regulation 1442, Article 3.1(a) for "Category A subfunction (a)". Importers will not need to produce new evidence.
4. Licenses for TRQ "C" are intended to be distributed broadly in accordance with the principles to be utilized in managing of licenses for TRQ's "A" and "B" and on the basis of imports of ACP-origin bananas.
5. Within each TRQ, licenses may be used to import bananas from any source. Licenses to import bananas into TRQ "C" cannot be used to import bananas into TRQs "A" and "B", and vice versa.
6. A "non-traditional" operator category will be created with respect to 17% of the quantity of the "A and B" TRQs. Non-traditional operators cannot become traditional operators in subsequent periods.
7. Management of non-traditional operators will be done by simultaneous examination, respecting the following conditions:
  - (a) the activity period to consider for registration shall be 2 years;
  - (b) the minimum annual customs value of imports into the EU to qualify shall be 1.2 million € ;
  - (c) traditional importers in Quota C may only qualify as non-traditional importers in Quota A/B when they prove that they imported bananas from third countries other than ACP in the relevant period;
  - (d) in application for licenses, the maximum requested quantities for each non-traditional operator shall be not higher than 12.5% of the quantity reserved for non-traditional operators;
  - (e) a security of 150€/t shall be required;
  - (f) a non-traditional operator shall be required to be responsible for shipping bananas to the EU;

- (g) simultaneous examination shall be conducted in a pro-rata basis;
  - (h) dissuasive penalties shall apply in the event that a traditional operator be found to be controlling a non-traditional operator within the same Quota;
  - (i) transmissibility of licenses between non-traditional operators will be permitted.
8. The licensing regime will be administered in good faith and on a non-discriminatory basis.

Annex II

Phase II

1. During Phase II, the provisions applying to Phase I will continue, except as provided in this Annex.
2. In Phase II, TRQ "B" will be 453,000 tonnes (an increase of 100,000 tonnes). The total for the "A" and "B" TRQs will be 2,653,000 tonnes.
3. The TRQ "C" will be 750,000 tonnes and will be reserved for bananas of ACP origin.
4. The share of import licenses to "traditional" operators for the "A" and "B" TRQs will be allocated in accordance with the procedure in Annex I. Import licenses will be distributed based on each qualified "traditional" operator's 1994-96 reference volume through 31 December 2003. Thereafter, the share of import licenses to "traditional" operators for the "A" and "B" TRQs will be allocated based only on usage of licenses issued under Phase II of this Understanding, through credible documentation.
5. The Commission will provide regularly the verified statistics on the importation of bananas from Ecuador.

---

**MINISTERIAL CONFERENCE**  
**Fourth Session**  
**Doha, 9 - 14 November 2001**

**EUROPEAN COMMUNITIES – THE ACP-EC PARTNERSHIP AGREEMENT**

Decision of 14 November 2001

The Ministerial Conference,

*Having regard* to paragraphs 1 and 3 of Article IX of the Marrakech Agreement Establishing the World Trade Organisation (the "WTO Agreement"), the Guiding Principles to be followed in considering applications for waivers adopted on 1 November 1956 (BISD 5S/25), the Understanding in Respect to Waivers of Obligations under the General Agreement on Tariffs and Trade 1994, paragraph 3 of Article IX of the WTO Agreement, and Decision-Making Procedures under Articles IX and XII of the WTO Agreement agreed by the General Council (WT/L/93);

*Taking note* of the request of the European Communities (EC) and of the Governments of the ACP States which are also WTO members (hereinafter also the "Parties to the Agreement") for a waiver from the obligations of the European Communities under paragraph 1 of Article I of the General Agreement with respect to the granting of preferential tariff treatment for products originating in ACP States as required by Article 36.3, Annex V and its Protocols of the ACP-EC Partnership Agreement (hereinafter also referred to as "the Agreement")<sup>1</sup>;

*Considering* that, in the field of trade, the provisions of the ACP-EC Partnership Agreement requires preferential tariff treatment by the EC of exports of products originating in the ACP States;

*Considering* that the Agreement is aimed at improving the standard of living and economic development of the ACP States, including the least developed among them;

*Considering* also that the preferential tariff treatment for products originating in ACP States as required by Article 36.3, Annex V and its Protocols of the Agreement is designed to promote the expansion of trade and economic development of beneficiaries in a manner consistent with the objectives of the WTO and with the trade, financial and development needs of the beneficiaries and not to raise undue barriers or to create undue difficulties for the trade of other members;

*Considering* that the Agreement establishes a preparatory period extending until 31 December 2007, by the end of which new trading arrangements shall be concluded between the Parties to the Agreement;

---

<sup>1</sup>As contained in documents G/C/W/187, G/C/W/204, G/C/W/254 and G/C/W/269.

*Considering* that the trade provisions of the Agreement have been applied since 1 March 2000 on the basis of transitional measures adopted by the ACP-EC joint institutions;

*Noting* the assurances given by the Parties to the Agreement that they will, upon request, promptly enter into consultations with any interested member with respect to any difficulty or matter that may arise as a result of the implementation of the preferential tariff treatment for products originating in ACP States as required by Article 36.3, Annex V and its Protocols of the Agreement;

*Noting* that the tariff applied to bananas imported in the "A" and "B" quotas shall not exceed 75 €/tonne until the entry into force of the new EC tariff-only regime.

*Noting* that the implementation of the preferential tariff treatment for bananas may be affected as a result of GATT Article XXVIII negotiations;

*Noting* the assurances from the Parties to the Agreement that any re-binding of the EC tariff on bananas under the relevant GATT Article XXVIII procedures should result in at least maintaining total market access for MFN banana suppliers and their willingness to accept a multilateral control on the implementation of this commitment.

*Considering* that, in light of the foregoing, the exceptional circumstances justifying a waiver from paragraph 1 of Article I of the General Agreement exist;

*Decides* as follows:

1. Subject to the terms and conditions set out hereunder, Article I, paragraph 1 of the General Agreement shall be waived, until 31 December 2007, to the extent necessary to permit the European Communities to provide preferential tariff treatment for products originating in ACP States as required by Article 36.3, Annex V and its Protocols of the ACP-EC Partnership Agreement,<sup>2</sup> without being required to extend the same preferential treatment to like products of any other member.
2. The Parties to the Agreement shall promptly notify the General Council of any changes in the preferential tariff treatment to products originating in ACP States as required by the relevant provisions of the Agreement covered by this waiver.
3. The Parties to the Agreement will, upon request, promptly enter into consultations with any interested member with respect to any difficulty or matter that may arise as a result of the implementation of the preferential tariff treatment for products originating in ACP States as required by Article 36.3, Annex V and its Protocols of the Agreement; where a member considers that any benefit accruing to it under the General Agreement may be or is being impaired unduly as a result of such implementation, such consultations shall examine the possibility of action for a satisfactory adjustment of the matter.

---

<sup>2</sup>Any reference to the Partnership Agreement in this Decision shall also include the period during which the trade provisions of this Agreement are applied on the basis of transitional measures adopted by the ACP-EC joint institutions.



- 3bis With respect to bananas, the additional provisions in the Annex shall apply.
4. Any member which considers that the preferential tariff treatment for products originating in ACP States as required by Article 36.3, Annex V and its Protocols of the Agreement is being applied inconsistently with this waiver or that any benefit accruing to it under the General Agreement may be or is being impaired unduly as a result of the implementation of the preferential tariff treatment for products originating in ACP States as required by Article 36.3, Annex V and its Protocols of the Agreement and that consultations have proved unsatisfactory, may bring the matter before the General Council, which will examine it promptly and will formulate any recommendations that they judge appropriate.
  5. The Parties to the Agreement will submit to the General Council an annual report on the implementation of the preferential tariff treatment for products originating in ACP States as required by Article 36.3, Annex V and its Protocols of the Agreement.
  6. This waiver shall not preclude the right of affected members to have recourse to Articles XXII and XXIII of the General Agreement.

## ANNEX

The waiver would apply for ACP products under the Cotonou Agreement until 31 December 2007. In the case of bananas, the waiver will also apply until 31 December 2007, subject to the following, which is without prejudice to rights and obligations under Article XXVIII.

- The parties to the Cotonou Agreement will initiate consultations with Members exporting to the EU on a MFN basis (interested parties) early enough to finalize the process of consultations under the procedures hereby established at least three months before the entry into force of the new EC tariff only regime.
- No later than 10 days after the conclusion of Article XXVIII negotiations, interested parties will be informed of the EC intentions concerning the rebinding of the EC tariff on bananas. In the course of such consultations, the EC will provide information on the methodology used for such rebinding. In this regard, all EC WTO market-access commitments relating to bananas should be taken into account.
- Within 60 days of such an announcement, any such interested party may request arbitration.
- The arbitrator shall be appointed within 10 days, following the request subject to agreement between the two parties, failing which the arbitrator shall be appointed by the Director-General of the WTO, following consultations with the parties, within 30 days of the arbitration request. The mandate of the arbitrator shall be to determine, within 90 days of his appointment, whether the envisaged rebinding of the EC tariff on bananas would result in at least maintaining total market access for MFN banana suppliers, taking into account the above-mentioned EC commitments.
- If the arbitrator determines that the rebinding would not result in at least maintaining total market access for MFN suppliers, the EC shall rectify the matter. Within 10 days of the notification of the arbitration award to the General Council, the EC will enter into consultations with those interested parties that requested the arbitration. In the absence of a mutually satisfactory solution, the same arbitrator will be asked to determine, within 30 days of the new arbitration request, whether the EC has rectified the matter. The second arbitration award will be notified to the General Council. If the EC has failed to rectify the matter, this waiver shall cease to apply to bananas upon entry into force of the new EC tariff regime. The Article XXVIII negotiations and the arbitration procedures shall be concluded before the entry into force of the new EC tariff only regime on 1 Janu

2.45 The following table summarizes the main aspects of the different import regimes for bananas.

### EC's Different Banana Import Regimes

EC Regulation (applicable from)	Beneficiaries	Quotas (tonnes net weight)	Tariff (ECU/€ per metric tonne)	
			in-quota	out-of quota
<b>Council Regulation (EEC) No 404/93</b> (1 July 1993)	▪Traditional ACP (country specific allocations)	857 700	zero duty	
	▪Non- traditional ACP	2 000 000	zero duty	ECU750
	▪Third Country		ECU100	ECU850
<b>Council Regulation (EC) No 3290/94</b> (1 July 1995)	▪Traditional ACP (country specific allocations)	857 700	zero duty	
	▪Non- traditional ACP	2 200 000*	zero duty	ECU100 tariff preference**
	▪Third Country		ECU75	
<b>Commission Regulation (EC) No 478/95</b> (5 March 1995)	▪Traditional ACP (country specific allocations)	857 700	zero duty	
	▪Non- traditional ACP (country specific allocation)	90 000	zero duty	
	▪Third Country (country specific allocation)	2 200 000	ECU75	
<b>Council Regulation (EC) No 1637/98</b> (1 January 1999)	▪Traditional ACP (elimination country specific allocations)	857 700	zero duty	
	▪Non-traditional ACP (elimination country specific allocations)	2 200 000	zero duty	ECU200 tariff preference**
	▪Third Country (country specific allocations)		ECU75	ECU737
	▪Non-traditional ACP (elimination country specific allocations)	353 000	zero duty	ECU200 tariff preference**
▪Third Country (country specific allocations)	ECU75		ECU737	

<b>Council Regulation (EC) No 216/2001</b> (1 April 2001)	<b>•Quota A</b> ACP Third Country	2 200 000	zero duty € 75	€300 tariff preference**
	<b>•Quota B</b> ACP Third Country	353 000	zero duty € 75	€300 tariff preference**
	<b>•Quota C</b> ACP Third Country	850 000	€ 300 with a € 300 tariff preference € 300	€300 tariff preference**
<b>Council Regulation (EC) No 2587/2001</b> (1 January 2002)	<b>•Quota A</b> ACP Third Country	2 200 000	zero duty €75	€300 tariff preference
	<b>•Quota B</b> ACP Third Country	453 000	zero duty €75	€300 tariff preference
	<b>•Quota C</b> ACP	750 000	zero duty	€300 tariff preference
<b>Council Regulation (EC) No 1964/05</b> (1 January 2006)	Bananas of all origin		€176	€176
	ACP	775 000	zero duty	€176

\* In 1994 this tariff quota was 2 100 000t. In 1 January 1995 it was increased to 2 200 000t.

\*\* This tariff preference is deducted from the rate of duty established in the Common Customs Tariff that was in force at that time. Council Regulation (EC) No 3290/94, Articles 15.1 and 18.2.